

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

第三卷 第一號 目 録

● 論 說

● モアービト監獄(承前)

● 普氏市警察論ヲ讀ム(承前)

● 法學士 石田 氏 幹

● 報知新聞監獄支辨論ヲ讀

● 法學士 石田 氏 幹

● 歐米立憲國警察ノ現狀ニ照シテ

● 我國警察ノ將來ヲ論ス

● 警察監獄ニモ統計ハ必用ナルヲ

● 論ス

● 法學士 石田 氏 幹

● 統計

● 明治廿四年九月全國在監人現在

● 表

● 明治廿四年十一月東京に於ける

● 集會及政社の概況

● 法令註解

● 警察禮式註解(承前)

● 巡查採用規則註解(承前)

● 寄 書

● 略本層類似出版物發賣頒布の禁

● 止に就て 南山子稿

● 明治廿五年の監獄世界

● 刑事被告人の獄則違犯者に對す

● 的制裁を論ず

● 弘前 工 藤 襄

● 雜 錄

● 監獄衛生案内(承前)

● 看守調授試作(承前)

● 蘇 南 學 生

● 警察の分課

● 門 外 漢

● 報 告

● 岐阜縣警察官の名譽●停車場内

● の遺失物に就て●消防具博覽會●

● 九州各縣監獄協議會評報(承前)●

● 獄則違犯に就て●懲罰免職の巡查

● へ警察賞與を給す●警部雨衣着用

● 藝妓取締規則●故セーパツハ氏の

● 吊慰金に就て●警察禮式行禮法國

● 並に解

● 講 義

● 監獄論

● 附 錄

● 法律原論

警察監獄學會發兌

會 告

●本號附錄 法律原論は英國法學家の泰斗ウィリアム・マクビー氏の原著にして英國は勿論泰西諸國並に本邦公私立法學校の教科書に採用せられつゝある良書なり、偶々會友大久保健吉氏本書の譯あり本會雜誌へ分載の許諾を得たれば更に永井法學士の校閲を経て毎號四ページ以上附録として分載し終に完成せしむへし但本書綴冊の便を圖り不日假表紙一葉宛を呈すへし

●本誌挿畫 丹墀眞人門成、奸民畏服の圖は淡泊無味の中、中古の司法官、牧民官としての服裝、人民に臨む威嚴、職務熱心の狀貌等能く當時の實況を寫し得たり尙次號には檢非違使別當藤原朝臣兼光の肖像及其略傳を掲げ徴古知今の資材に供すへし

警察監獄學會

編輯部

恭賀新年

明治廿五年一月

警察監獄學會

主任 磯村 兌 貞

外 事務員 一同

會 員 諸 君
購 讀 者

少判事大和太掾
丹墀真人門成

奸民

畏服の

古圖



警察監獄會雜誌第二卷第一號

論 說

●モアービト監獄 (承前)

故ニ罪人改良ノ目的ヲ達スル爲メニ分房制ヲ唱ヘ出スモノアリ米國「ペンシルベニヤ」ニ於テハ千七百八十九年ニ於テ凡ソ禁獄ノ刑ニ處セラレタル者ハ悉ク分房禁囚スルコトヲ法律ニ依テ明言セリ其前ニハ偶然一房ニ單獨禁囚スルノ法ナキニ非サリシト雖罪人ヲ改良スルノ旨意ヨリ分房禁囚法ヲ實施シ且之ヲ法律ニ依テ定メタルハ米國「ペンシルベニヤ」ヲ嚆矢トス

此時ニ當リ英國ノ「ホーヴエルト」氏牢獄改良ノ說ヲ唱ヘ英國ハ勿論歐洲大陸過半ノ諸國ニ就キテ現ニ牢獄ノ實況ヲ調査シ書ヲ著シテ改良ノ必要ヲ唱ヘ殊ニ分房制ノ肝要ナルコトヲ唱論シタリ

然ルニ佛國革命ノ變亂起リ當時一般ノ人心專ラ政事上ニ傾嚮シ牢獄ノ改良ニ心ヲ用コルモノ、如キハ絶テ之レ無ク千八百十五年佛國ト歐洲諸國トノ和約成ルニ至

ル迄ノ間ハ牢獄ノ歴史ニ就テ更ニ説述スヘキモノナシ但英國ハ此間ニ在テ濠洲ノ殖民地ヲ和蘭國ヨリ奪領シテ罪人ヲ殖民地ヘ送致スルノ舊法ヲ復用シ濠洲ニ於テ開拓ノ業ニ使役スルコト、ナセリ

千八百十五年和約後罪人改良法ノ論議再ヒ世上ニ起リ歐洲大陸ニ在テハ白耳義國（千八百三十一
年獨立セリ）ニ於テ千八百三十六年分房制ヲ採用シ法律ニ依テ之ヲ定メ分房禁囚獄

ノ建築ニ着手セリ乍併一時ニ廣大ノ建築ヲ成就スルコトヲ得サルヲ以テ漸々進ンテ其業ヲ舉ケ其國內全部ノ落成ヲ告ケテ全ク該禁囚法ヲ實際ニ執行スルニ至リシハ近年ノ事ナリシ（歐洲大陸ニ在テハ白耳
義國ヲ以テ嚆矢トス）

佛國ニ於テハ第二回革命ノ際ニ方リ（千八百四
十七年）議院ニ於テ分房制ヲ採用スルコトニ決シ國王ノ批准ヲ要スルノ一段ニ至リテ革命ノ亂ニ遭遇シ實施ヲ見ルニ至ラス而シテ那破翁第三世ハ分房禁囚制ニ反對ノ説ヲ懷キテ之ヲ採用セズ殖民地ヲ得ルニ及ンテ英國ニ倣ヒ罪人ヲ該殖民地ヘ送致シタリ其後千八百七十六年ニ至リ分房禁囚法ヲ採用シ一年以下ノ禁獄ニ處セラレタル者ハ之ヲ分房制ノ獄ニ單獨ニ禁囚スヘキ旨ヲ法律ニ定メタリ

白耳義國ニ於テハ悉皆ノ罪人ヲ分房制ノ獄ニ禁囚シ唯十年以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ限り「ゲント」ノ獄ニ送り晝間ハ共同工作場ニ於テ役業ニ從事セシメ夜間ノミ各囚人ヲ分房禁囚スルモノトス但晝間共同服役ノ時ト雖互ニ談話スルコトハ嚴ニ禁制トス

英國ニ於テ懲役ノ刑ニ處セラレタルモノハ千八百十五年以來之ヲ濠洲ヘ送レリ然ルニ往昔北亞米利加ヘ罪人ヲ送致セシ時ニ當リ其送致シタル罪人ハ全ク之ヲ地主ニ放任シタルカ故ニ種々ノ惡弊ヲ生シタリ是ヲ以テ濠洲ニ於テハ一ノ監獄ニ入レ其近傍ニ於テ家屋道路等ノ建築ニ從事セシメ而シテ行狀善良ナル者ニハ賞票ヲ交付シ其數若干ニ至ルトキハ其近邊ノ地主ニ傭ハレテ勞働シ其給料ノ半額ヲ政府ハ收入トシ半額ハ本人ノ所得トナスコトヲ許ス之ヲ「コロニエン」ト稱ス此間亦其行狀ニ依リテ善良ナルモノニハ賞票ヲ交付シ若干歲月ヲ積ミ賞票ノ數若干ニ至レハ假出獄證ヲ交付シ世間ニ出テ自由ニ業務ヲ求メテ從事スルコトヲ得セシム而シテ此間亦賞票ヲ交付シ終始善良ノ行爲アリシモノハ終ニ全ク自由ノ人タラシムルモノトス

乍併該賞票ハ若シ不善ノ行爲アルトキハ之ヲ取上ケ到底賞票若干數ニ至ラサレハ「コロニエン」トスルコトヲ得ス又「コロニエン」タルコトヲ得タル者又ハ假出獄ヲ許サレタル者ト雖若シ不善ノ行爲アルトキハ直ニ其自由ヲ奪ヒ再ヒ之ヲ獄舎ニ禁囚シ更ニ定數ノ賞票ヲ得ルニ非サレハ「コロニエン」タルコト又ハ假出獄ノ認許ヲ得サルモノトス所謂英國ノ賞票制度即チ是ナリ

濠洲へ送致スル罪人ハ十年以上懲役ノ刑ニ處セラレタルモノニ限ル（英國ニ於テ懲役ノ刑ハ五年以上）

英國ニ於テ十年以下ノ懲役ニ處セラレタル罪人ハ本國ニ於テ分房制ノ獄ニ禁囚セラル此監獄ハ概チ州ノ設立ニ係ル英國ニ於テ政府ノ設立ニ係ル唯一ノ分房制監獄ハ彼ノ著名ナル「ベントンウイル」監獄トス（此ハ千八百四十二年頃ノ建築ニ係ルモノトス）

濠洲へ送致セル罪人漸々増加シ其間往々尙不良ノ行爲ヲナス者アリ故ニ濠洲へ送致スヘキ罪人ト雖彼ノ「ベントンウイル」ノ獄舎ニ於テ一年間禁囚シ其行爲ニ依テ賞票ヲ交付シ（若シ不良ノ行爲アレハ交付シタル賞票ヲ取上クルカ故ニ期限ヲ延長ス）賞票ノ數ニ依リ同洲へ送致スルコト、爲セリ

但英國ニ在テ愛蘭土ニ於ケル監獄ノ事ハ全ク獨立ノ体ヲナシ懲役處刑ノ罪人ヲ濠洲へ送致スルコトナシ即チ同國ニ於テハ最初九ヶ月間分房制ノ獄ニ禁囚シ而後雜居監獄ニ移シ刑期三分二ヲ經過シ始終行狀善良ナリシモノニハ假出獄證ヲ交付シテ假出獄ヲ認許ス

然ルニ千八百六十年濠洲ニ於テ罪人ヲ同洲へ送致スルコトヲ拒絕シ若シ強テ之ヲ送致スルトキハ米國ノ例ニ倣フテ獨立ノ旗ヲ舉ケントスルニ至レリ是ニ於テ罪人ヲ濠洲ニ送致スルコトヲ廢止セリ爾後英國ニ於テ罪人處刑ノ順序ハ先ツ「ベントンウイル」へ入レ而後他ノ共同懲役場へ移シ刑期三分ノ一ヲ經過シタル上改悛ノ効顯ハレタル者ニハ假出獄ヲ認許スルコト、爲セリ英國ノ缺典ハ分房禁囚ト假出獄トノ間ニ共同懲役場へ移スコト是ナリ何トナレハ共同懲役場ニ移リ衆多兇惡ノ徒ト共ニ雜居スルトキハ折角分房禁囚法ニ依テ矯正薰育シ遷善ノ心ヲ萌シタル者モ更ニ不善ノ徒ニ薰陶セラレ毫モ其効ナケレハナリ是故ニ分房禁囚獄ニ於テ矯正薰育ヲ與ヘタル後直ニ假出獄ヲ認許スルヲ善トス

（未完）

●普氏市警察論ヲ讀ム

(承前)

法學士 石田氏幹

然ラハ以上陳述セシ所ノ資格ハ合衆國ノ何レノ市府ヲ問ハス同様ニ警察官タルモノハ兼備セサルベカラサルヤト云フニ諸市府皆ナ同一ナラス或ル市ニ於テハ右資格ノ中二三ヲ嚴密ニ試験シ其他ヲ顧ミサルモノ、如ク或ル市ニ於テハ他ノ資格ヲ嚴密ニ試験シ其餘ノ資格ハ全ク無用視スルモノ、如シ然レモ候補者カ其身分ニ於テ又ダ政治ノ黨派ニ於テ關係ヲ有セサルヤ否ヤヲ覈訊スルノ點ニ至ツテハ諸市府皆ナ同様ナリトス蓋シ若シ候補者ニシテ其身分ニ於テ又ダ政治ノ黨派ニ於テ關係ヲ有スルモノトセバ他ノ資格ヲ盡ク有スルト雖モ何ノ効用モナカルヘク警察官タルモノ、資格ヲ全ク破壊スルニ至ルヘケレハナリ

然リ而シテ其推薦ノ方法ハ如何ナルヤト云フニ是レ亦ダ諸市府同一ナラサルモノノ如シ或ル市ニ於テハ在官者ノ推薦ハ候補者ノ信用ヲ墜ス一大原因ト見做シ或ハ言語ヲ以テスルモ或ハ文書ヲ以テスルモ在官者ノ推薦ヲ求メハ直ニニ不合格ノ範

圍内ニ入ルヘキモノトス之レニ反シテ或ル市ニ於テハ警察官吏ヲ採用スルニハ全ク在官者ノ推薦ニ依ルモノトス蓋シ在官者ノ推薦ニ依リ採用セラレタルモノハ職務上長官ノ制御ニ最モ適當ナルモノナリトノ觀念ヨリ出テタルモノ、如シ此頃口或ル市府ニ於テ賭博場開設サレシニ警察部長ハ警察署長ニ何故ニ彼ノ賭博場ヲ閉場セシメサルヤト問ヒシニ警察署長ハ答フルニ種々ノ理由ヲ以テセシモ一モ警察部長ノ意見ニ投合セサリシ然レモ警察署長ハ意ニ介セス彼ノ賭博場ヲ閉場セシメサリシ蓋シ警察署長ハ賭博場ヲ閉場セシムルコト能ハサルニハ非ラサレモ警察部長即チ長官ノ命令ヲ待ツテ決行スヘキノミ言ヲ換ヘテ之ヲ云ヘハ賭博場ヲ閉場セシムルニハ長官ノ意見ヲ聞カサルヘカラス悲イ哉一ノ賭博場ノ開カレタル爲メニ雇傭人等ハ輸シタル金錢ヲ補フ爲メ彼ノ主人ノ物ヲ窃盜シ勞働者ハ一場ノ輸贏ニヨリ妻子ヲ凍餓ニ陷ラシメ壯年者ハ一時ノ損失ノ爲メ犯罪人トナルノ已ムヲ得サルノ有様ニ至ルモ長官ノ命令アルニ非サルヨリハ此ノ賭博場ハ閉場サレサルナリ夫レ賭博場ノ取締タルヤ區々ニ流レ或ハ全ク之カ開場ヲ禁セサルモ嚴重ニ之ヲ取締ルアリ或ハ之カ開場ヲ禁スルモ日曜日ニハ之ヲ許スアリ或ハ賭博場ノ

數ヲ制限スルアリ或ハ賭博スルモノ、人格ヲ制限スルアリ惟フニ此等ハ専ラ長官ノ意見ニ一任スルモノ、如シ

抑モ警察ノ要ハ犯罪ヲ豫防スルニ在リ而シテ又タ監獄ノ要モ犯罪人ヲ懲戒シ從ツテ犯罪ヲ豫防スルニ在レハ犯罪ヲ豫防スルニ付直接及ヒ間接ノ差異アリト雖モ其目的ニ至ツテハ同一ナリトス夫ノ賭博場ノ取締モ亦タ此目的ニ外ナラス然ルニ若シ賭博場ノ取締ヲ等閑ニ付シ壯年者ヲシテ犯罪人タラシムルコトヲ容易ナラシメハ何ソ監獄ノ制度ヲ必要視スヘケンヤ唯其レ賭博場ノ取締然ルノミナラス工業場ノ取締モ亦タ最モ其目的ヲ達スルコトヲ期セサルヘカラス今マ茲ニ一ノ工業場アリテ職工ノ徒カ口論爭鬭スルトセヨ警察官吏ハ如何ニ取締マルヘキヤ近傍ニ安置セル器物ノ顛倒、爭鬭者ノ死傷等ヲ目撃シテ而シテ後制止スベキヤ或ハ之カ取締ヲ速カニスルアリ或ハ之カ取締ヲ遅クスルアリ惟フニ其遲速共ニ度ニ適セハ敢テ其間軒輊スヘキコトナシト雖モ警察ノ目的ヲ達スルコトヲ期セハ之カ取締ヲ速カニスルノ優レルニ如カス之カ取締ヲ遅クスルハ職工全体ノ意志ヲ誤推スルモノト云ハサルヘカラス彼等職工ハ彼等同侶ノ違法行爲ニ同感ヲ表セサルヘク又進ンテ

彼等ノ違法行爲ヲ責罰スヘク思フナルヘシ然リ而シテ此等職工ノ意志ヲ誤推シテ之カ取締ヲ速カニセサル如キハ抑モ亦タ警察ノ要旨ヲ貫徹スヘシト謂ヘル乎何人モ其然ラサルヲ知ルヘシ

上述ノ如ク警察ノ要旨ハ犯罪ヲ豫防スルニアリテ警察官吏モ亦タ拮据勉勵シ其要旨ヲ貫徹スルコトヲ得ハ一箇人ノ性命、身体、財産、ハ之レカ爲メニ安全ナルコトヲ得テ又タ犯罪人即チ窃盜者等ヲ查察スル爲メ私有ノ探偵者ヲ傭フノ必要ヲ見サルヘシ之レニ反シテ警察官吏ニシテ警察ノ要旨ヲ貫徹スルコトヲ得サレハ各箇人ハ其性命、身体、財産、ヲ保護スル爲メニ私有ノ探偵者ヲ傭ハサルヘカルサルニ至ルヘシ若シ斯カル時ハ警察官吏タルモノハ其一箇人私有ノ探偵者ニ依頼シテ自カラ懶惰心ヲ生シ職務ニ勉勵セサルヘク全ク警察ノ要旨ヲ蔑視シ其ノ制度ヲ破壊シタルモノト云フヘシ是レヲ以テ警察官吏タルモノハ誠心誠意ニ其職務ニ從事セサルヘカラスシテ市民タルモノモ亦タ充分ニ警察費用ヲ支出セサルヘカラサルナリ而シテ其支出セル警察費用ハ主トシテ警察官吏ノ俸給及ヒ賞與金ニ充ツルモノトス蓋シ俸給厚カラサレハ其職務ヲ盡クスヲ得サルヘク勞シテ賞ナケレハ其職務ニ勉勵

●報知新聞監獄費國庫支辨論を讀む

(客年十二月十日發行郵便報知新聞記者)

法學士 磊々生

監獄費國庫支辨の問題に就ては予輩は既に屢々其利弊のある所を尋究し結局、之を國庫支辨に移すことの民力休養、經費節減及び獄務改良の上に於て最も適當且つ必要なる所以の旨趣を詳論せり是れ獨り予輩一己の私見のみに非ず輿論の趨向する所、亦た此にあるものゝ如し予輩は政府が該法案を帝國議會に提出するを聽くや若し議會にして果して國家百年の長計を考へ且つ眞に輿論を代表するものなりとすれば一も二もなく之を可決するに躊躇せざるべきことを確信せり然るに世上、尙ほ未だ頑冥の徒少からず往々其膚淺妄謬の臆想を逞ふして漫に該法案を非議せんと試むる者あり報知新聞記者の如きも亦た其一人たるを免れず記者は監獄費國庫支辨の利害と題し縷々其反對の意見を論述せり論旨淺薄以て世の定論を動かすの價値なきこと勿論なりと雖も彼は記者と其臭味を同ふする者の中にあつては記者の

如き妄謬の見解を抱くもの尠からざるべきを以て予輩は少く之れに向つて辨駁を試みる所あるへし

記者は冒頭先づ監獄費を國庫支辨となすへしとの論旨は第一、事務の性質國費に屬すべきものなるを第二、各府縣の負擔輕重偏頗の弊害を除くへしとの二ヶ條に過ぎずと斷定し(記者の斷定するか如く僅かに此二個條に止まらざること勿論なりと雖も此には姑らく之を論せず)而して其第一理由を駁するの言に曰く「若し夫れ監獄の費用は國法執行に關する費用なるか故に國庫支辨に移すへしと云はし警察費の如きも亦た國法に對する犯罪を取扱ふ所の費用なり何を併せて之を國庫支辨に移さざる」と夫れ警察が司法警察上に於て國法に對する犯罪を取扱ふものなることは實に記者の言の如しされは警察費に對しては國庫連帶支辨の規定(明治十四年二月布告第十六號及廿一年勅令第六十一號)あるに非ずや而して警察の事務は單に司法警察に止まらず此他、尙ほ犯罪を豫防し且つ公共一般の安寧秩序を保護する所の事務即ち所謂行政警察なるものあるにあらずや若し記者にして此最も親易きの理を了解し且つ警察費の如きも其幾部分は既に國庫支辨となりつゝあるを知悉せば監獄

の如き純粹に國法を執行する性質のものに就ては其費用を國庫支辨に移さるへからさること判然たるを得へし。

又曰く「獄務統一の爲めに地方に委任すべからずと云はゞ監獄則なるものは何の爲めに設けたるを監獄則は全國統一なり」と記者は單に監獄則に依て全國獄務の統一を挙げ得へしと思惟せり又曰く「各府縣の獄務區々規律を異にするか如きは未だ嘗て見聞せざる所なり」と何ぞ其れ迂濶の甚しき記者の如きは未だ知らずして事を論するものなりと謂はざるを得ず若し二三の監獄に就て其構造給與等諸般遇囚規律の實況を観察せば忽ち甲乙の間に著しく區々の觀あるを了知すべし此區々の觀あるは即ち全國統一の監獄則あるものに依て統一の實を挙げ得ざるの好證左なるに非ずや而して其此に至る所以のものは監獄費地方税支辨なるか爲めなり地方に由り獄務を執行するに必要なる費額を供充することの厚薄一樣なる能はざるか爲めなり、地方財政の如何を斟酌せざるべからざる事情あるか爲めなり記者は各府縣の當務者が監獄則其他獄務の改良に關する政府の方針に従ひて毎年、諸般緊要の經費を地方議會に要求するの事實を知らざるか而して此要求は獄務の統一を計る上に於て最も焦眉の必要あるにも拘らず或る地方の議會は之を議決して充分の費用を支出すと雖或る地方の議會は之を否斥若くは節減し忽ち區々に出づるを知らざるか地方税支辨なる以上は議會の可否する所可成之を尊重せざるべからず而して之に依違するの結果は終に地方に依り獄務の區々に涉るを免れざるは必然の理勢なり單に統一の監獄則あるか故に獄務も亦た統一に出でざるべからずと云ふか如きは抑も亦た事理を解せざるの空論なりと謂はざるを得ず記者か「若し區々にして統一を欠く所あらは是れ責任者か責任を盡さざるのみ制度の罪に非ざるなり」と謂ふか如きは抑も亦た責任者を誣ふるの甚しきものなりと謂はざるを得ず將た記者は地方議會に於て其責任を盡さざるものと認め地方民度の如何をも斟酌する所なくして監獄則の要求する所は充分之を議按に編成し否決又は節減するときは盡く不認可を與へて之を完充せしめんと欲するの意か

記者は其第二の理由と認めたる費用の負擔輕重不均なるか故に之を國庫に移すべしとの論點を駁して曰く「詐欺竊盜の都會に多き所以は即ち詐欺せられ盜奪せらるへき資力の多きを證する所以にして此徒の寒村僻邑に少きは即ち其取らるへき資

金の乏しき故なり故に曰ふ監獄費負擔の各府縣均一ならざる所以は却て其公平均一を保つ所以なり」と資力多きか故に之を防衛し之を保全する上に於て割合に多くの費用を負擔せざるべからざるは夫れ或は當さに然るべきものあるべしと雖も之れに加ふるに全國共通なる國法の作用に由つて生ずる罪人の費用をも餘分に負擔せざるべからずと云ふに至つては殆んど解すべからざる妄説なりと謂はざるを得ず況んや其負擔する所は必ずしも其地に於て生出したるもののみならず他の地方より逃かれて此に漂泊し來りたる犯罪人の費用までも負擔せざるべからざるに於てを、是れ都會其他交通便利なる地方に於て免る能はざるの事實なり且つ夫れ是等負擔偏重の事實は資力充實せる都會殷富の地に限るものとすれば尙ほ恕すへきも或は又或る事情の爲め特に犯罪的種族の多く密集し來るの地方ありて從つて常に偏重の監獄費を負擔するを免れざるものなきに非ず例へば四國等に於ては古來乞丐の徒の徘徊するもの非常に多く又關東地方等に於ては剽悍無賴の博徒の漂泊するもの少からず從つて亦た是等の地方に於ては偏重の監獄費用を負擔せざるを得ず而して其地方の資力如何を見れば敢て他の地方と異なる所あらざるなり記者は之をしも尙ほ費用負擔の均一を保つものなりとなすか

(未完)

●歐米立憲國警察ノ現狀ニ照シテ我國警察ノ將來ヲ論ス

日鼻豐作稿

世態人事ノ變遷ハ今夕ヲ計ルヘカラス簡ヨリ繁ニ入り漸ク將ニ復雜紛擾ヲ極ムルニ至ルハ人世社會ノ常態ニシテカノ人定法ノ原則先哲格言ノ頼ムヘカラサルモ亦實ニ進化的原理ノ然ラシムルトコロト謂フベシ夫ノ警察ノ事タル人類聚團シテ一部落ヲ成ス以上ハ勢ヒ此ノ要務ノ發生ヲ避ケント欲スルモ能ハス還タ社會人文ノ發達ニ隨伴シテ益々此ノ事務ノ繁劇ヲ加フルニ至ルハ數ノ免カレサルトコロナリ蓋シ今日ニ當リテ警察事務ヲ稱シテ不休不眠ノ職ト謂フハ至言實ニ當レリト謂ハシカ然ルニ余ハ今日ニ於テ尙ホ此ノ不休不眠ノ稱號アル警察事務ニシテ時ニ或ハ休眠運動ヲ停止シ若クハ運動ヲ爲ス能ハサルカ如キ觀アルヲ認ムルモノナリ而シテ此ノ休眠病ノ勢ハ今後漸ク將サニ猖獗ヲ逞フスルニ至ルノ傾キアルヲ憂フルモノナリ請フ左ニ其事例ヲ舉ケテ當局者諸君ノ注意ヲ喚起セントス

(本雜誌ノ目的ハ警察監獄ニ關スル學理ヲ討究スルヲ以テ主眼トシ敢テ時事ニ涉リテ論議スルヲ許サマルナリ故ニ本論ノ主趣モ亦タ本邦現時ノ警察ノ狀態ニ就テ立論シタルモノニアラス要スルニ唯タ警察の學理ニ照シテ警察運動ノ跡ヲ尋テ既往ニ徴シテ將來ヲ推シ演繹歸納以テ汎論ヲ試ムルモノナリ讀者乞フ諒焉)

余ハ本論ノ主趣ヲ述フルニ前ナテ先ツ警察事務發達ノ沿革ヲ概論セントス抑モ警察事務ノ發達ハ之ヲ大別シテ三期ニ分ツコトヲ得ヘシ第一嚴正的警察、第二保護的警察、第三機關的警察之ナリ第一期嚴正的警察ナルモノハ專ラ封建武治ノ時代ニ行ハレタルモノニシテ其組織最モ幼稚ナリト雖モ事ヲ執ル常ニ武斷的精神ニ出テ威壓嚴正ヲ旨トセリ第二期保護的警察ナルモノハ武斷政治ヨリ立憲政治ニ移レルノ期間ニ於テ專ラ行ハレタルモノニシテ此ノ期間ニアリテハ民智漸ク進ミ民權從テ擴張シ從來ノ如ク壓威嚴正ヲ是レ事トスル能ハサルヲ以テ漸次威壓的手段ハ變シテ保護的取締ト化シ嚴正的處分ヲ更メテ勸解的説諭ト爲スニ至レリ又ク第二期機關的警察ナルモノハ現今專ラ英米佛伊和蘭等ノ諸國ニ行ハル、警察運動ノ狀態ニシテ立憲代議政ノ基礎漸ク立ケテ内閣ノ更迭ハ政党ノ興廢ト運命ヲ同フシ地方自治ノ制度將ニ成リテ行政、司法警察事務ヲ分任スルニ至リテヨリ警察運動ノ狀態ハ全ク一變シテ中央ト地方ト稍ヤ其氣脈ヲ絶チタルカ如キ觀ヲ呈シ第二期ニ行ハレタル保護警察ナルモノハ一ニ地方自治體ノ特任分掌スルトコロトナリ一般ノ警察事務ハ單ニ政黨政派ノ運動向背ヲ損查視察スルノ要アルニ過キス茲ニ於テカ警察運動ノ大部分ハ當時有力ナル政黨政派ノ意思ニ隨テ進退シ恰モ之レカ機關トナリテ運動スルモノ、如ク遂ニ機關的警察ノ時期ヲ發生スルニ至レリ

歐米各國ノ警察事務發達ノ沿革ヲ略説スレハ概テ此ノ如シ就中機關的警察ナルモノハ沿革ノ最モ新著ナルモノナルカ故ニ論者或ハ之レヲ難スルモノアラシ警察ナルモノハ行政部ノ首腦ニシテ國家ノ主權ニ屬スルモノナリ然ルニ時ニ有力ナル政黨政派ノ機關トナリテ運動スルニ至リテハ國家ハ全ク無警察ニ歸スルナリ是レ焉ソ國ノ治安ヲ維持シ民福ヲ保障スルヲ得ンヤト論者ノ憂慮スルトコロハ誠ニ其謂ナキニアラサルナリ然リト雖モ歐米立憲政治國ニ於ケル警察運動ノ實況ニ於テ現在此ノ如キノ狀アルヲ奈何セン西歷千八百八十五年ニ於ケル英國巴黎門ノ議題トナリタル愛蘭借地問題ニ關シ彼有名ナル「グラッドストーン」氏ノ運動ヲ見ヨ又タ

氏ニ屬スル聯合党ノ運動シタル跡ヲ見ヨ當時ノ警察カ氏及ヒ聯合党ノ爲メニ常ニ反對党ノ舉動ヲ偵知シ豫メ其掛引ヲ指揮シタル事ハ獨リ反對党ノ新聞紙ノミナラス不偏不黨嚴正中立ヲ以テ世界ニ有名ナル龍動タイムス、ノ如キモ疾ニ眞事實ヲ其紙上ニ掲載シタルハ當時世ニ隱レナキ事實ニアラスヤ其他米國ノ「レバブリカン」党カ「デモクラット」党ニ對スル競争ノ如キ又佛國ノ共和党王党ノ爭ノ如キハ時ニ冷熱ノ差アリト雖二者交々警察ヲ利用シテ己レノ機關タラシムルニ盡力シ警察モ亦タ常ニ必スシモ之カ機關トナリテ運動シタルノ跡ハ今ヤ蔽フヘカラサルノ事實ニアラスヤ、思フニ此ノ如キ警察運動ノ有様ハ國家ノ行政上ニ於テ決メ好ミスヘキノ現象ニアラス歐米諸國ノ警察カ此ノ如キ有様ニ立至リタルハ時ニ或ハ國家ノ變亂ト共ニ元首ノ統治權ニ變易ヲ來タシ代謝交迭ノ間ニ政党ノ勢力ヲシテ知ラス識ラス強大ナラシメタルト又一ハ地方自治ノ分任其宜シキヲ失シ中央警察ト地方警察トノ間ニ氣脈ノ貫通ヲ沮喪セシメタルトノ二原因ニ基スルモノナラン乎然レトモ幸ニ此等諸國ノ政党者輩ニ至テハ國家的觀念ノ刺激最モ盛ニシテ能ク私情ヲ制スルカ故ニ敢テ之カ爲メニ國ノ治安ヲ維持スルヲ能ハサルカ如キ甚シキニ至ラ

スト雖モ彼通信機關ノ極テ完備ナルニ拘ラス往々内亂革命ノ變アリテ毎ニ其猖獗ヲ逞フスルニ至ルハ或ハ恐ル此ノ機關的警察ノ弊風ニ坐スルアラソフヲ、故ニ余ハ之ヨリ本論ニ入り大ニ我國警察ノ將來ニ關シ論述スルトコロアラントス（未完）

警察監獄ニモ統計ハ必要ナルヲ論ス

法 學 士 石田 氏 幹

色ノ白キ一瞥スレハ極メテ淡泊ナルカ如シ而シテ其淡泊ノ如キトコロ反テ大ニ然ラサルモノアリ何トナレハ色ノ白キハ青黃諸色ノ湊合シタルモノナレハナリ統計亦タ然リ數字ノ臚列一見スレハ極メテ無味ナルカ如シ而シテ其無味ノ如キトコロ反テ無量ノ意味ヲ含蓄スルモノナリ何トナレハ數字ノ臚列ハ社會事物ノ無量ノ原理ヲ包藏シ居レハナリ然レモ色ノ白キ反テ淡泊ニアラサルコトハ理學者ニシテ之ヲ確認スルヲ得ヘク數字ノ臚列反テ無量ノ原理ヲ包藏スルコトハ識者ニシテ發見スルヲ得ヘシ唯其レ然リ而ル故ニ色ノ白キ常人ノ目ニハ極メテ淡泊ナルモノ、如ク見エ數字ノ臚列無識者ノ眼ニハ極メテ無味ナルモノ、如ク顯ル、ノミ

然ラハ則テ數字ノ臚列ヨリ無量ノ原理ヲ發見スルノ法即チ統計ノ研究法ハ如何ナル法ニ據ルヘキヤト云フニ統計研究法モ亦タ一般哲學研究法ニ據ルノ外ナシ換言スレハ演繹法 (Inductive method) ニ據リ研究スヘキモノト思考ス統計面ニ顯ル、數字ノ臚列ハ即チ社會現像ノ湊合ナリ而シテ此等ノ諸現像ヲ彙類シ之カ異同ニ就キ原理ヲ發見スルハ即チ演繹法ナリトス

統計研究法ハ以上陳述セルカ如シ故ニ社會ノ諸現像即チ其材料タルモノハ極メテ該博ナルヲ要ス該博トハ其材料ノ多少ヨリ云フモノニシテ其材料ハ古今ニ涉ラサルヘカラス其材料ハ東西ヨリ網羅セサルヘカラス斯ク時ノ古今場所ノ東西ヲ論セス其材料ヲ集合シテ始メテ該博ト謂フヘキノミ然ラハ何故ニ該博ナルヲ要スヤト云フニ該博ナラサレハ推理薄弱ニシテ之カ原理ヲ發見スル能ハサレハナリ故ニ推理ノ鞏固ナルト否トハ材料ノ該博ナルト否トニ正比例ヲナスト謂フモ可ナリ

研究ノ材料該博ナリト雖モ其材料ニシテ精覈ナラサレハ未タ以テ其推理ハ必ラスシモ鞏固ナリト謂フヘカラス材料ノ精覈トハ其材料ノ精粗ヨリ云フモノニシテ其材料ハ正確ナラサルヘカラス其材料ハ詳密ナラサルヘカラス斯ク正確ニ斯ク詳密

ニシテ始メテ精覈ト謂フヘキノミ然ラハ何故ニ精覈ナラサレハ推理必ラスシモ鞏固ナリト謂フヲ得サルヤチ問フニ材料ニシテ精覈ナラサレハ推理ハ五里霧中ニアリテ往々立論ノ脆キ爲メ結論ノ誤謬ニ陷ルハ亦タ疑フヘクモアラス故ニ推理ノ鞏固ナルト否トハ又タ材料ノ精覈ナルト否トニ正比例ヲナスト謂フモ可ナリ

是ニ由リテ之ヲ觀レハ研究ノ材料該博且ツ精覈ニシテ之ヲ研究スルノ識者ヲ得ハ統計ノ價值殆ント言フヘカラスアルモノアラントス然リ而シテ余ハ統計ノ價值ハ警察監獄ニモ其莫大ナルヲ見ル特ニ犯罪人ノ統計ハ一方ニ於テハ警察組織、警察執務、等ニ大關係ヲ及ホシ他方ニ於テハ監獄組織、監獄執務、等ニ大影響ヲ有スルナリ何トナレハ警察ハ危害ヲ未然ニ防制スルモノ即チ犯罪人ヲ探查スルモノニシテ監獄ハ危害ヲ既然ニ保安スルモノ即チ犯罪人ヲ懲戒スルモノナレハ犯罪人ノ統計ハ或ハ警察組織ノ改良ヲ促カシ或ハ監獄制ノ改正ヲ速クハ當然ノ道理タレハナリ

今マ犯罪人ノ統計ニ就キ其推理ノ最モ著シキモノヲ列舉スレハ左ノ如シ
一、人口ト犯罪人ノ數ヲ比較セハ其人種ノ道德、感情ノ盛衰ヲ識ルヲ得ヘシ例之ハ或ル國ニ於テ人口ノ割合ニ比シ犯罪人ノ數多キハ其人種ハ不道德ニシテ感情

ヲ旺盛ナルヲ見ルヘシ

一、諸種ノ犯罪ノ性質ヲ比較セハ其感情ハ如何ナルモノナルヲ識ルヲ得ヘシ例之
ハ殺人犯罪ノ性質ヲ比較シテ一ハ財産上ノ掠奪心ヨリ起リ一ハ肉體上ノ色慾心
ヨリ起リタルヲ見ルヘシ

一、各地方ノ犯罪ヲ比較セハ其地方ニハ一種特別ノ道德、感情、アルヲ識ルヘシ例之
ハ或ル地方ハ他地方ヨリ一種特異ノ犯罪アリトスレハ其地方ニハ特種ノ道德、感
情、アルヲ見ルヘシ

一、各地方ニ於ケル犯罪ト刑罰ヲ比較セハ或ル犯罪ハ最も重ク或ル犯罪ハ最も輕ク
見做スヲ識ルヘシ例之ハ或ル地方ニ於テ身軀ニ對スル刑罰ヲ最も重クセルヲ見
レハ其地方ハ身體權ヲ最も重ニスルヲ識ルヘシ

一、犯罪起發ノ度數ハ以テ社會道德心ノ程度ヲ識ルヘシ例之ハ或ル社會ニ於テ犯罪
ノ頻發スルヲ見レハ其社會ハ極メテ不道德ナルヲ見ルヘシ

一、犯罪ノ形體ハ以テ社會組織ノ弱部ヲ識ルヘシ例之ハ犯罪ノ形體カ窃盜ナレハ其
社會組織ノ弱部ハ財産上ニアルヲ見ルヘシ

一、犯罪人ノ性質ハ以テ其犯罪ニ最も適當ナル刑罰ヲ識ルヲ得ヘシ例之ハ犯罪人ノ
性質カ自由刑ヲ以テ最も懲戒スヘキモノナレハ自由刑ハ其犯罪ニ對シテ最も適
當ナル刑罰ナリト云フヲ得ヘシ

一、再犯及ヒ數犯ハ以テ社會刑罰ノ不充分ナルヲ識ルヘシ何トナレハ社會刑罰即チ
懲戒ノ不充分ナレハコソ或ハ再犯或ハ數犯ノ結果ヲ生シ得ヘケレハナリ

一、犯罪(初犯)再犯、數犯ノ増加ハ以テ刑法ノ改正スヘキヲ識ルヘシ何トナレハ刑法
ノ規定不完全ナレハコソ其増加ヲ見ルヘケレハナリ

以上ハ唯 犯罪人ノ統計上ニ於テ推理ノ最モ著シキモノヲ列舉シタルモノナレモ其
推理ハ以テ立法ノ基礎、法律ノ改正ノ標準トナルヘク犯罪ノ性質、不道德、晴雨計
トナルヘク又タ警察、監獄ノ組織執務上ノ根據トナルヘキナリ

之ヲ要スルニ警察、監獄、ニモ統計ノ必要ナルコトハ又タ爭フヘカラサルナリ若シ此
ノ統計ニシテ益發達進歩セハ其價值ハ益大ナルヘク其應用ハ益廣ナルヘシ實ニ
其眞價ハ豫測スヘカラサルモノアラシ唯 將來ノ後藥カ其充分ナル價值ヲ識ランノ
ミ

統計

●明治廿四年九月々末全國在監人
現在表

應名	囚人	被告人	懲治人	別置人	携帶乳兒	合計
警視	三三〇〇	一〇七六	一三	三六一	一〇	四、七六〇
東京	三	一	一	一	一	四
小笠原島	三	一	一	一	一	四
集治監	二二五五					二、三五五
北海	二六四四					二、六四四
分空監	六六七					六六七
分利監	一三四四					一、三四四
分網監	六四三					六四三
道北監	二六九					二六九
京都	二六九		二二	六九	一九	二、六八八
大阪	六八四		二〇	二六三	三四	四、一三三
神奈川	七五七		二二	一三七	四	九、九七
宮城	一〇三〇	二八九	三	二八	六	一、三五五
福島	三九〇	二三九	一	二	二	五二二
岩手	四〇七	二九一	一	一	四	七〇二
青森	六六〇	一三七	一	五	二	八〇七
山形	五六〇	二二六			五	七九
秋田	四一七	六六六	一		一	四八八
福島	四四三	六九	七	二八	五	五五五
石川	四七四	一六八	一	二	三	六四
富山	七二五	一一九	一	七	一	八五二
鳥取	九五一	一四五	二	八		一、〇〇
島根	一六九二	三二五	二	六	五	二、〇四四
岡山	一七三三	二五八	五	二六	一六	二、〇〇三
廣島	八〇三	一一六	一	一四	三	九三三
山口	一一二二	二二八	四	三	一	一、二五五
和歌山	一四九五	一八三	一	二〇	一〇	一、七〇
徳島						

兵	長	新	崎	群	千	茨	柄	奈	三	愛	靜	山	滋	岐	長	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	東	集	集	三	假	總
庫	崎	玉	馬	葉	城	木	良	重	知	岡	梨	賀	阜	野	川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	島	繩	京	城	池	庫	計		
一八七〇	七一一	二〇〇〇	一一二二	九五三	八九七	二二二二	一〇八七	二八〇〇	二四七九	九八五	四八六	一〇八七	九七五	二〇八八	二二二六	二二四	二一七〇	二二八七	八四六	四九六	七三四	四五五	四七四	一五四	七七三	五七九	一五四九	一六〇	二一三三四〇	五九七五〇	
七二四	二〇六	一七五	二六三	三〇二	一九七	一九八	一六七	一七五	三九〇	二三四	一五七	二六一	二二六	四二二	二二四	二二四	二五三	三二五	二二二	一八〇	七六	七四	九二	六	一	一	一	一	一	一	
三三	二	一〇	二	四	八	四	二	二五	二五	三	三	二	二	二	四	五	三	三	一	四	四	二	二	一	一	一	一	一	一	一	
三〇	三	二	二六	七	二二	二二	二二	二六	二六	二	五	五	六	六	二七	三	一七	一六	二	一	一六	五	一三	一	一	一	一	一	一	一	
二一八七	九三三	一三〇六	一三七九	一二三三	一一一一	一四五六	一〇一一	一七〇四	二二五一	一四三三	一四一一	二六八	一五〇〇	一四三八	一四四九	一六二九	九七四	五四三	九四一	五二六	五八一	一六〇	九七三	五七九	一五四九	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇

法令註解

● 昨年十一月中東京に於ける集會及び政社の概況は左の如し

(政談集會)	
開會せし度数	六三
演說せし人員	二〇八
届出の效を失ひたるもの	八
屋外集會の認可	〇
全上不認可	〇
全上禁止	〇
集會の臨監	七
集會の解散	〇
一人の演說停止	〇
司法處分	〇
(政談にあらざる集會)	
開會せし度数	一九七
臨監	〇
解散	〇
一人の演說停止	〇
司法處分	〇
(政社)	
組成届出	〇
解散届出	〇
司法處分	〇

法令註解

警察禮式註解

スルハ其儀式若クハ其祭典ノ爲メニ整列スルモノニシテ他ノ人ニ對シ敬禮スヘキ性質ヲ有セサルヲ以テナリ而シテ 天皇陛下以下ニ對シ敬禮スルハ重キチ置クニ過キス此條 天皇陛下以下ニ對シ禮式ヲ行フハ最敬禮タルコト勿論ニシテ儀式祭典ノ爲メ禮式ヲ行フハ最敬禮若クハ敬禮トス其最敬禮ト敬禮トハ各其場合ノ性質ニ據テ異ナリ普通ノ儀式祭典ニハ敬禮ヲ施行シテ可ナリ

陸軍禮式ヲ參照セン皇宮警察官禮式ニハ本條ニ適スル條項ヲ缺ケリ

(陸軍) 第三十二條 儀式祭典等ノ爲メ其場所ニ整列シアル軍隊ハ 兩陛下ニ對シ及ヒ其儀式祭典ニ關シ敬禮ヲ行フノ外總テ敬禮ヲ行フコトナシ

第十三條 整列シタルトキ又ハ隊伍ヲ爲シテ行進スルトキハ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ禮式ヲ行フヘシ

本條ハ恰モ前條ト相矛盾スル所アルカ如クニシテ大

法令註解

第十二條 儀式祭典等ノ爲メ其場所ニ整列セルトキハ 天皇三后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃皇族ニ對シ又ハ其儀式祭典ニ就キ禮式ヲ行フノ外總テ敬禮セリルモノトス

本條ハ敬禮上特例ヲ定メシモノナリ即チ儀式祭典等ノ爲メ整列ヲ爲シタル場合ニハ上官ニ對スルモ禮式ヲ行ハサルコトヲ示セリ儀式ノ場所トハ警察署分署ノ開署式府縣廳等ノ新築落成ノ開廳式等及巡閱官ノ巡閱式其他名譽章表等ノ爲メ特別ニ儀式ヲ開張スル場合等其他儀式ヲ以テ整列スル場合ハ皆儀式ノ場所ナリトス又祭典ノ場所トハ招魂祭警察官吏ノ追悼祭等ノ場合其他公式ヲ以テ祭典ニ列スルノ場合皆祭典ノ場所ナリトス

天皇陛下以下皇族ニ對シ敬禮スルノ外此場所ニ於テハ何故ニ敬禮セサルカト云ヘハ他ナシ其場所ニ整列ニ疑團ヲ生スルモノアリ即チ整列シタルトキハ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ禮式ヲ行フコト是ナリ而シテ前條ハ云ク儀式祭典等ノ爲メ其場所ニ整列シタルトキハ云々トシテ此場合ニハ一齊ニ禮式ヲ行フコトヲ定メ別ニ指揮者ノコトニ言ヒ及ハス本條ハ之ニ反シ同ク整列シタル者ニシテ單ニ指揮者ノミ行禮シ他ノ者ハ行禮セサルコトヲ正則トセリ同、一、整、列、ニ、シ、テ、其、行、禮、法、ニ、差、異、アル、コ、ト、斯、ク、ノ、如、シ、相、矛、盾、ス、ル、コ、ト、ア、ラ、ズ、ヤ、是、レ、則、チ、疑、團、ノ、要、點、ナ、リ、如、何、ニ、モ、此、疑、點、ノ、生、ス、ル、コ、ト、實、ニ、至、當、ナ、リ、ト、ス、然、レ、ト、モ、前、條、ト、本、條、ト、ハ、各、其、性、質、ヲ、異、ニ、ス、ル、ヲ、以、テ、單、ニ、整、列、ノ、文、字、ニ、シ、テ、拘、泥、ス、ヘ、カ、ラ、ス、前、條、ノ、整、列、ハ、儀、式、祭、典、ニ、列、ル、ト、キ、ニ、於、テ、ス、ル、モ、ノ、ニ、ノ、後、條、ハ、或、ル、必、要、ノ、場、合、整、列、ス、ル、モ、ノ、ナ、レ、ハ、同、一、ノ、整、列、ニ、シ、テ、整、列、ノ、性、質、ハ、全、ク、異、ナ、レ、リ、故、ニ、行、禮、法、モ、亦、異、ナ、ル、所、以、ナ、リ、尙、ホ、之、ヲ、悉、シ、ク、云、ヘ、ハ、前、條、ノ、場、合、ハ、儀、式、祭、典、等、ノ、爲、メ、其、ノ、場、ニ、臨、ミ、個、々、錯

法令註解

雜紊亂ヲ防ク爲メニ一齊ニ整列スルモノニシテ行禮法ハ各人總テ其儀式及祭典ニ對シテ敬禮スルモノタリ恰モ陸軍ノ軍隊ニ於ケル閱兵式及招魂祭ノ場ニ於テ各隊整列シ指揮官ノ命令ノ下ニ各個々一齊ニ敬禮スルカ如シ又後條即チ此第十三條ノ場合ハ儀式祭典ノ爲メニアラスシテ整列シタルトキ敬禮ヲ施スヘキ必要生スルノ際各個々儀式ヲ行ハス此隊伍ヲ指揮スル者一人相當ノ儀式ヲ行ヒ他ノ列ニ在ル者ハ行禮スルニ及ハサルコトヲ表示セシモノニシテ恰モ陸軍々隊ノ互ニ相行逢フモ隊長ノミ互ニ行禮シテ他ノ兵員ハ儀式ヲ行ハサルト同様ナリトス

隊伍ヲ爲シテ行進スル場合ハ罕ニ有ルコトニシテ巡查此場合ニ遭遇スルコトハ殆ト想像シ得サルナリ然レトモ既ニ罕稀ニモセヨ隊伍ヲ爲シテ進行スルコトアリトスレハ其行禮法ヲ定ムルハ亦必要ナリ之ヲ定メ置カサレハ儀式錯亂ノ不休裁ニ陷ラン故ニ此場

合ニ於テハ獨指揮者ノミ行禮シ其他ノ者ハ行禮セサルヲ以テ正則トスルコトトセリ

本條ニ據レハ整列シタルトキ及隊伍ヲ爲シテ進行スル場合ハ獨指揮ヲ掌ル者ノミ儀式ヲ行フコトトシテ其他ノ者ハ何ノ舉動ヲモ行ハサルカ如シ條文ノ缺漏ニ屬スル所ナキニアラサルモ此際決シテ一ノ舉動ナクシテ可ナランヤ皇宮警察官儀式ニ據レハ指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ儀式ヲ行ヒ其他ノ者ハ儀式ヲ受クヘキ人ニ注目スヘシトアリ又陸軍儀式ニハ此場合ニ於テハ頭ヲ右又ハ左ノ號令ヲ以テ受禮者ニ注目セシム故ニ警察官吏ニシテ本條ノ場合ニ於テ皇宮警察官儀式ニ倣ヒ受禮者ニ注目スヘキモノトス而シテ此注目ヲ行フニハ姿勢ニ注意シ誠心恭敬ノ意ヲ表出スヘキコトヲ忘ルヘカラス

行進中敬禮スヘキ人ニ行キ遇フ時其最敬禮ヲ爲スヘキ人ナレハ行進ヲ停止シ道路ノ一側ニ整列シ正面ノ

第四項 上長官及士官ニ對シテハ氣ヲ付ケテ姿勢ヲ執リ其隊長ノミ刀ヲ以テ敬禮ス

第七項 前諸項ノ敬禮ハ受禮者ノ通過スル方ニ面シ整列シ之ヲ行フモノトス（但書略ス）

第三十三條 軍隊行進間ノ敬禮ハ左ノ諸項ニ依ル可シ

第三項 上長官及士官ニ遇フ時ハ行進ヲ止メス兵種ノ何タルヲ問ハス總テ「頭左（右）」ノ令ニテ皆頭ヲ少シク受禮者ノ方ニ向ケ其眼ニ注目シ其隊長ハ刀ヲ以テ敬禮ス但受禮者ハ其隊長リ答禮ス

第十四條 警衛、消防、囚徒護送、其他特別ノ注意ヲ要スル職務ニ從事中ハ儀式ヲ行フ限リニアラス

本條ノ場合ニ於テ受禮者答禮ヲスルトキハ總テ其指揮ヲ掌ル者ニ對シ之ヲ爲スヘシ

皇宮警察官儀式及陸軍儀式ヲ本條ニ參照セン尤モ陸軍儀式ニハ本條ニ適切ナルモノナシ

（皇宮）第十八條 整列シタル時又ハ隊伍ヲ爲シテ行進スル時ハ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ儀式ヲ行ヒ其他ノ者ハ儀式ヲ受クヘキ人ニ注目スヘシ

（陸軍）第三十一條 軍隊停止間ノ敬禮ハ左ノ諸項ニ依ル可シ

本條ハ第四條ノ職務執行ノ爲メ止ムヲ得サル場合トアルヲ重出シテ儀式ヲ行ハサルコトヲ慥メタルナリ

第四條ハ儀式ヲ行フヘキコトヲ規定シタルモノニシテ或ル場合ニ於テハ儀式ヲ行ハサルコトアルヲ示シタルニ過キス本條ハ決然儀式ヲ行ハサルコトヲ規定セシモノニシテ前後相照合シテ以テ行禮法ヲ明カニ

法令註解

セリ則チ第四條ニ於テ職務上行禮セサル場合アルコトヲ豫言シ本條ニ至テ其場合ヲ示セリ而シテ警衛消防因徒護送等ノ如キハ警察上最重要ナル職務ナレハ之レニ從事スル間ハ如何ナル事アルモ禮式ヲ行ハサルヲ以テ正則トモシハ注意周到ト謂フヘシ特別ノ注意ヲ要スル職務トハ廣ク指定シタルモノニシテ警衛其他ノ數者ニ止マラサルコトヲ示シタルナリ其事項ハ第四條ノ註解ニ之ヲ詳悉シタルヲ以テ茲ニ復タ贅セス該註解ニ就テ之ヲ見レハ自ラ知得スヘキセリ

皇宮警察官禮式ニハ第四條ノ參照ニ掲ケタルモノノ外本條ノ參照トスヘキモノナシ陸軍禮式中稍近キモノヲ左ニ掲出ス

(陸軍) 第二十條 乙 其三 下士兵卒ノ敬禮
第七項 憲兵科ノ下士兵卒ハ職務執行ノ爲メ止ムヲ得サル場合ニ在テハ敬禮ヲ行ハサルモ妨ケナシ

第十五條 物品ヲ攜帶シ相當ノ禮ヲ行

チ正シ受禮者ノ眼ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クルナリ而シテ此法ハ敬禮最敬禮ノ區別アラサリ同ナルモノトス若シ隻手ニ物品ヲ攜帶スル場合ニ於テハ舉手ノ禮ヲ爲シ得ヘキヲ以テ體ノ上部ヲ傾クルノ方法ヲ行フコトヲ許サス右手ヲ舉ケテ帽ニ當ツルコト第八條第九條規定ノ如クスヘシ右手ニ物品ヲ携持シ居ハ之レヲ左手ニ持替ヘテ右手ヲ空フシ以テ舉手スルモノトス其物品ヲ携持スル左手ハ或ハ之ヲ垂下シテ物品ヲ垂直ニ挈提シ或ハ物品ヲ抱持スレハ其抱持シタル儀姿勢ヲ正スヘシ最敬禮ノ場合ニハ第八條ノ法ニ遵ヒ敬禮ノ場合ニハ第九條ニ遵ヒ或ハ停立シ或ハ停立セス尤モ巡查ノ上官ニ對スルニハ停立スルヲ正則トス

但書ノ巡查步行中云々ハ同班相互ノ間ニ於テ兩手ニ物品ヲ攜帶シタル場合ヲ指定シタルモノナラン何トナレハ上官ニ對シテハ停歩シテ禮式ヲ行フコト勿論

フ能ハサルトキハ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ若シ一手ニ攜帶スルトキハ右手ヲ帽ニ當ツヘシ但巡查步行中ナルトキハ停立シテ敬禮ノ意ヲ表スヘシ

本條ノ旨意ハ兩手ニ物品ヲ攜帶シタル場合ナルコトヲ了知スルヲ要ス從前ノ禮式ニハ隻手ニテモ物品ヲ攜帶スレハ則チ舉手ノ禮ヲ爲サス兩手ヲ垂下スルヲ法トスルノ定メナリシモ斯クテハ不体裁ナルヲ以テ之ヲ改メラレシナリ故ニ若シ一手ニ攜帶スルトキハ云々トシテ前段ハ兩手ニ攜帶スル場合ナルコトヲ明ニセリ兩手ニ物品ヲ攜帶スルトキ禮式ヲ行ハントスルモ物品ヲ持チナカラ舉手スルヲ得ス強テ之レヲ爲セハ其不体裁ナルコト名狀スヘカラス故ニ此場合ニ於テハ舉手ノ禮ヲ行ハス物品ヲ攜帶シナカラ兩手ヲ垂下シ若シ物品ヲ抱持シ居レハ抱持シタルマ、姿勢

ニシテ既ニ第九條ノ註解ニモ之ヲ詳説セリ又右手ヲ舉ケテ禮式ヲ爲スコトヲ得ルトキハ同班ノ間特ニ停立スル必要ナシ若シ敬意ヲ效スノ義ナレハ本條但書ニ之ヲ規定セストモ第九條ニ於テ規定スヘキモノトス然ルニ其規定ヲ此條ニ置キシハ物品ヲ攜帶シタルトキニ限ルノ意義ナルコトヲ明ニシ且特ニ停立シテ敬禮ノ意ヲ表スヘシトモシハ兩手ニ携持シテ舉手ノ禮ヲ行フコトヲ得ス步行シツ、體ノ上部ヲ傾クルハ以テ敬意ヲ效スニ足ラス故ニ停立シテ以テ敬禮ヲ行フノ意ヲ表示スルコト、セシナリ

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ參照セシ

(皇宮) 第二十一條 物品ヲ攜帶シ相當ノ禮式ヲ行フ能ハサル場合ニ於テハ物品ヲ攜帶ノ儀停立シテ受禮者ヘ注目スヘシ

(陸軍) 第二十條 乙 其三 下士兵卒ノ敬禮

第五項 下士兵卒物件ヲ提攜シ右手ヲ舉グルコト能ハサル者ハ之ヲ擔荷シアルハ軍旗及受禮者ニ對シテハ其儀停止シ頭ヲ少シク軍隊又ハ受禮者ノ方ニ向ケ注目シ敬禮ノ意ヲ表ス可シ又下士兵卒ノ下士ニ對スルハ停止スルヲナキヲ異トス

第十六條 職務上人民ヨリ正當ニ禮ヲ

受ケタルトギハ之ニ答禮スヘキモノ

トス

巡查ハ横柄ナリ人民ニ對シ威權ヲ弄ス等ノ非難ヲ受クルハ禮式ノ仕方疎略ニシテ敬意ヲ缺クニ職由セスンハアルヘカラス普通人ノ禮式ハ帽ヲ脱シ且頭ヲ前ニ傾ク其舉動十分ニ恭敬ノ意ヲ示ス巡查ハ否ラス其體ハ直立ニシテ頭ヲ傾クルコトナク且帽ヲ脱セス適法ノ禮式ヲ行フモ尙ホ敬意ヲ缺クニ似タリ況ヤ禮式ヲ疎略スルニ於テオヤ本條ハ答禮ノコトヲ規定セシメミニテ警察官吏ヨリ人民ニ向テ禮式ヲ行フコトヲ云ハス警察官吏ハ職務上人民ニ對シ我ヨリ禮式ヲ行フヘキモノニアラサルヲ以テ之レカ規定ナキナリ答禮ハ輒モスレハ粗略ニ流レ易キモノニシテ敢テ注意セサルモノサヘナキニアラス斯クテハ警察禮式制定ノ精神ニモ戾リ巡查ハ横柄ナリトノ非難ヲ排斥スル

第四十一頁下段十五行「含」ハ含。

第四十二頁上段初行「シ」ノ下ニ「テ脱ス

第四十五頁上段六行「導」ハ適

第五十頁（巡閱規則ノ部）下段五行「ナル」ノルハキ

● 巡查採用規則註解（承前）

前號ニ第三條ノ第五項ハ別ニ註解ヲ要セスト記載セシモ此第五項ハ稍々重要ナル意義ノ存スルアルヲ以テ茲ニ前號ノ補遺トシテ註解ヲ附セン
酒癖アル者ト云ヘルハ單ニ飲酒スルノ謂ノミニアラズ醉テ後醒スル者醒シテ後暴行暴言スル者宿醒シテ職務ヲ怠ル者及漫ニ飲酒スル者等皆酒癖アル者ナリ故ニ採用ノ際ハ其平素ノ行狀性質ヲ鑑ミ飲酒ノ癖アリ飲酒上ヨリ生スル諸般ノ癖疾アルヤ否ヲ探查シテ以テ此項ニ抵觸スルヲ避クヘシ
暴行ノ癖アル者トハ巡查否警察官吏タル者ニハ最之ヲ避クサルヘカラサルモノタリ故ニ茲ニ之ヲ掲クシ

法令註解

コトモナラス甚遺憾トスル所ナリ故ニ若シ人民ヨリ相當ノ禮ヲ爲シタルトキハ姿勢ヲ正シ其眼ニ注目シテ敬禮ヲ施シ以テ之レニ答禮スヘシ總テ禮式ハ嚴肅ナルヲ以テ好シトス答禮ノ際彼ヲ輕侮スルノ意ヲ挾ミ粗略ナル禮式ヲ行フハ本條ノ旨意ニアラサルナリ本條ニ照合スヘキ條項ハ皇宮警察官禮式及陸軍禮式ニ規定ナシ（未完）

● 正誤

前號（第二卷第拾貳號）法令註解ノ部警察禮式ノ中第三十九頁上段末行「對スル」ノ下キテ脱ス
同頁下段十一行「方法」ノ下（括弧ヲ脱ス
第四十頁下段五行「制定セラル」ノ次ニ左ノ數行ヲ脱ス
ルニ當リ佩力セサル場合ノナキアラサルコトヲ慮リテ其取除ヲ設ケラレシヤ疑ナシ因テ深く其旨趣ヲ探究スルニ一二ノ場合アルコトヲ發見セリ即チ水上巡查
同段九行「カ」ノ下皇宮云々ハ別項トシテ次行ニ掲ク

ナリ然レトモ普通一般ノ人ニシテ暴行ノ癖アルモノアラシヤ其暴行ヲ爲スハ必スヤ時ト場合トニ應ジテ發作シ來ルモノナレハ茲ニ暴行ノ癖アル者トセシハ採用検査官ニ十分ナル餘地ヲ與ヘタルカ如キ感アリ何ヲ以テ之ヲ謂フ曰暴行ノ癖アルト云フトキハ常ニ暴行ヲ爲ス力如ク解釋スルヲ得ヘシ故ニ常ニ暴行ヲ爲ス者ニアラサレハ以テ暴行ノ癖アリト云フヲ得サルヲ以テ此制限ハ實際ニ效果ナク殆ト無制限ノ感アリ検査官ハ從來ノ經歷ヲ調査シ或ハ性行ヲ探知シテ一二暴行ノ所爲アリシトモ以テ癖トスルニ足ラストシテ之ヲ採用スルヤモ計リ知ルヘカラス而シテ他日暴行ヲ爲スコトアルモ是レ癖ニアラス偶々之ヲ發セシノミト言ヒ拔クヲ爲スヘシ是レ則チ検査官ニ餘地ヲ與ヘシト言フ所以ナリ然レトモ本項ヲ設ケテ之ヲ掲出セシモノ豈ニ斯クノ如キ旨意ヲ以テ餘地ヲ與フルコトヲセンヤ記者按スルニ癖ハ正字通ニ嗜好之

病トアリテ之ヲ疾病トス和調之ナクゼト云フ則チ惡習ノ義ナリ自ラ制セント欲スルモ制スルコト能ハスシテ之ヲ行フ場合ニ於テモ亦癲ナル語ヲ用ユ暴行ノ癲トハ則チ此義ヨリ生ス其人ノ性質ニシテ或ル時ハ暴行スルノ癲疾アルモノナレハ假令屢々暴行ヲ爲ササルモ亦以テ癲アルモノト謂フヲ得ヘシ既ニ一度ニテモ暴行セシコトアレハ全ク癲ナシト云フヲ得ス本項ハ重キヲ暴行ノ二字ニ置ケリ屢々暴行セサルモ其性質暴行ヲ爲スノ癲疾アレハ則チ暴行ノ癲アル者トシテ採用セサルナリ何ゾ必シモ常ニ暴行スルモノハミチ云ハソヤ

暴行ノ定義一ニシテ足ラス飲酒ニ因テ暴行スルモノアリ一時ノ憤怒即チ短氣ニ因テ暴行スルモノアリ意志ヲ貫カント欲シテ暴行スルモノアリ精神錯亂シテ暴行スルモノアリ而シテ其暴行タル赤手熱拳ヲ振フアリ棍棒竹片ヲ以テスルアリ甚シキハ刀劍銃器ヲ以

テスルアリ苟モ正當防衛ニアラスシテ平和ノ手段ヲ外レ他人ニ危害ヲ加フルモノハ暴行ノ部分ニ入ルヘシ巡查ハ居常腰ニ刀ヲ帶ヒ人民ノ上ニ立テ保護ヲ加フルノ職ニ在ルモノナレハ暴行ノ癲疾アラシカ人民ノ危害立ロニ至ラン故ニ採用検査ノ際ニ於テハ此點ニ就テ吟味ヲ遂クルノ要アルコト論ヲ待タヌ殊ニ精神病系統ニ付テハ最慎重ニ調査ヲ遂ケ少シニテモ此系統ニ觸ルモノ嫌アル者ハ採用セサルモノトス

第三條 巡查體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一體質善良ナル者即チ左ニ記載スル等ノ欠所ナキ者

四肢完具セサル者但執筆把握ニ差支サル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此限りニアラス

胸腔機關及腹内臟器若クハ皮膚病較著ノ疾病アル者但較著ノ疾

病ニアラサルモ全身諸機關ノ機能減衰ノ者亦同シ

服裝又ハ運動ニ不便ナル者

贅生物畸形等容貌體勢醜惡ナル者

二身幹五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸縮長ノ差一寸以上ノ者

三兩眼共視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者

四聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者

五言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者

六精神完全ナル者即チ精神病及神經病(鬱憂癲狂癡狀及舞踏病癲癇等ノ病)ナキ者

前條ハ志願スルニ付テノ要素ヲ掲ケ本條ハ志願ヲ納

レ其體格ノ巡查タルニ適スルヤ否ヲ検査スルノ準繩ヲ定メシナリ故ニ巡查志願者ニシテ其經歷完全ニシテ品行ト云ヒ資格ト云ヒ一點ノ缺所ナク十分ニ巡查タルノ材料ヲ備具シアリト雖體格ニシテ若シ此準繩ニ當ラサルトキハ採用スルコトヲ得サルハ論ヲ俟タズ故ニ既ニ巡查タル者ニテモ此條ニ觸ルノ疾病故障發生シタルトキハ之ヲ免職シテ可ナリ何トナレハ本條ニ定メタル疾病及故障ハ職務上不都合ナレハナリ尤モ職務上受ケタルモノニシテ此條ニ觸ルトキハ時宜ニ由リ情狀ヲ酌量シテ實際事務ニ差支ヘサル限ハ之ヲ就職シ置クノ除外法ヲ用ヒテ可ナリ

(二)體質善良ナル者ヲ撰フハ最大必要ナル事ニシテ其理由ヲ討究スルノ要ナシト雖其欠所トシテ掲出セラルタル諸種ノ疾病事故ニ付テハ之ヲ解説スルノ要アルモノト思考ス

四肢トハ兩手兩足ヲ云フ四肢ノ完具セサルトハ一指

チ缺クハ勿論一肢タリトモ普通ノ機能チ缺クモノノ曲折スルモノ偏小偏大ノモノ等皆完具シタルモノニアラス然レトモ但書ノ如ク實際差支ナキ輕少ノ缺所アルハ取除キトスルコトヲ得ヘシ、指ノ萎小トハ發育ノ足ラサルモノ火湯傷又ハ挫傷等ニテ天然チ害サレ普通ノ太サニ至フサルモノ及萎靡セテ十分ノ力ナキモノヲ云フ彎屈トハ指ノ曲折シテ直伸セサルヲ云フ強直トハ指ノ關節強直ニシテ屈折セサルヲ云フ斯ク天然チ害セタルモ筆ヲ執リ若クハ物品器具ヲ握握スルニ差支ナキモノハ四肢完具ノ點ニ於テハ缺クル所アルモノ之ヲ採用スルコトヲ得ルナリ

胸腔機關トハ咽喉ヨリ下九尾ヨリ上ノ部分即チ胸肋骨ノ内部ニ在ル諸機械ニシテ肺臟心臟膈膜等ヲ云フ腹内臟器トハ腎臟肝臟脾胃大小腸膀胱等ヲ云フ以上ノ數者ハ人身ヲ養フ所以ノ最大緊要ナルモノナレハ若シ之レニ較著ノ疾病アレハ活發ナル運動ヲナスコ

ト能ハス職務ニ堪ユルコトヲ得サルヘキヲ以テ採用スルコトヲ許サ、ルナリ又皮膚病トハ疥癬頑癬白癬腫瘡等ノ如キ皮膚ニノミ生スルモノニシテ他ノ者ニ惡感ヲ興サシムル疾病ヲ云フ皮膚病ニシテ較著ナル者ハ外觀甚厭惡スヘクシテ近クヘカラス故ニ採用上之ヲ避クルナリ若シ夫レ腋下股間ニ頑癬アル腹背ノ一部ニ白癬アルカ如キハ採用セテ妨ケナキナリ此條別ニ癩病ヲ掲ケスト雖皮膚病サヘ採用スルヲ許サス何ソ況ヤ癩病オヤ

但書ハ前ニ較著ノ疾病アル者トアルヲ以テ較著キ病性ヲ呈スル者ニ非サレハ可ナルカ如ク見ユルヲ以テ更ニ一步ヲ進メテ縱令較著ナラサルモ全身諸機關即チ視聽嗅味感ノ五官、呼吸、血脈ノ順環、消化等ノ機能減衰セテ十分ナル働キ爲サ、ル者ハ尙ホ較著ノ疾病アル者ト同様ニ一ノ缺所アル者トスルコトヲ明示セシナリ

服裝又ハ運動ニ不便ナル者トハ前項ノ四肢完具セサル者ト同一ナルカ如シト雖彼ハ完具ナラサルヲ嫌ヒ此ハ完具ナルモ關節ノ機能ニ故障アリテ躬自ラ服裝スルコト能ハス又ハ普通ノ人ト同シク運動スルニ不便ナル者ヲ排斥セシナリ

贅生物トハ疣瘤凸肉ヲ云フ畸形トハ體形奇異ニシテ普通ノ人ニ異ナル所アル者ヲ云フ故ニ顔貌ノ異狀ナル者甚シキ痣アル者痣痕隆起シテ赤紫色ヲ呈シタル者等ノ如キ或ハ鼻ノ缺落シタル臉頰ニ凹凸アルカ如キハ勿論體軀ノ曲折シタル頭蓋ノ過大ナル等凡ソ容貌及姿勢ノ醜惡ナル者ハ採用セサルモノトス

(二)身幹トハ頭端ヨリ足底マテヲ云フ即チ身ノ長ナリ身幹五尺一寸トスレハ男子トシテハ餘リ高キ方ニアラス從前ノ採用法ニハ甲種ヲ五尺二寸以上トシ乙種ヲ五尺以上トセリ此採用規則ニハ甲乙二種ヲ折衷シテ五尺一寸以上トセシハ實際ノ狀態ニ照シ其宜シ

キヲ制シタルモノニシテ暖國ノ諸縣ニ於テモ寒邦ノ地方ニ於テ採用上寸尺ニ缺乏ヲ告グルコトハアルマコト思考ス、胸ハ廣キヲ尊ブ胸圍ノ廣キモノハ胸腔内諸機關ノ構造モ亦強固完全ナリ其廣サモ人體各異ナリテ一定ノ寸法ナシ身幹長キモノト短キモノトハ胸圍モ亦其尺度ヲ異ニス故ニ胸圍ノ尺度ヲ身長ニ比シ以テ廣狹ノ標準ヲ定メタリ胸圍トハ乳房ノ上最廣キ部分ノ周圍ニシテ之ヲ測ルニハ細キ紐ヲ以テ胸部ヨリ腋下ヲ通シテ脊ニ至リ尙ホ他ノ腋下ヨリ胸ニ達シ以テ紐ニ接セシム其一周ノ長サト身幹ノ長サノ半ト相等シキ力寧ロ身長ノ折半ヨリ長キ者ハ合格ニシテ短キ者ハ不合格トス其短キ者ハ軀幹完具セサル者ニシテ十分健康ナル身體ニアラス、呼吸縮長ノ差トハ胸圍ノ呼吸スル爲メニ伸縮スル其差ヲ云フ之ヲ測ルニハ先ノ胸圍ヲ測ルト同一ノ方法ニ據リ細紐又ハ紐尺ヲ以テ胸脊ヲ一周シ受檢者ヲ十分ニ息ヲ吸込

寄書

三十八

マシメ肺ノ膨脹極度ニ達シタルトキ紐ト紐ト接シテ其度ヲ定メ置キ更ニ受檢者ヲシテ反對ニ息ヲ吹キ出サシメ肺ノ縮小極度ニ達シタルトキ紐ト紐ト接シ前ニ定メ置キタルモノト今縮小シタルモノトノ差ヲ量定シテ以テ縮長ノ差ヲ見ルナリ其差一寸以上アレハ普通完全ナル構造ニシテ肺ノ伸縮力十分ナルコトヲ認知スヘシ若シ其差一寸以下ナレハ胸腔機關不完全ニシテ普通ノ健康體トスルヲ得サルヲ以テ是レ亦不合格者タリ

(未完)

寄書

●略本曆類似出版物發賣頒布の禁止に就て

東京 南山子 稿

毎年秋冬の交、略本曆類似の故を以て發賣頒布の禁當該官憲の右の如き禁令を發するは果して何れの法律に依據するものなるかはれ予の先づ講究せんと欲する所なり

出版物の總てを管知すへき出版條例を案するに出版物の發賣頒布を禁止し得へき場合は僅かに二あるのみとす出版條例第十六條及び第十七條の規定する所即ち是なり、則ち出版物にして(第一)治安を妨害し又は(第二)風俗を壞亂するものと認むるときは内務大臣は其發賣頒布を禁止することを得、然るに略本曆類似の出版物は其の特に治安を妨害し又は風俗を壞亂するか如き事項の記載ある場合は格別、單に月の大小日數支干等凡そ略本曆に記載あると殆んど同一様の事項を記載するに於ては治安又は風俗の上に於て何等の影響なかるべきを以て内務大臣發する所の禁令の右二條に淵源するものにあらざることとは容易に推知し得べき所なる而已ならず實に又禁令文の

止を受くる出版物、其數甚だ多し、本季の如きは之れを前數年に比すれば稍々減少したるやの觀ありと雖ども而かも官報紙上往々此事あるを散見す

發賣頒布の禁令は内務大臣之れを發するものにて其禁令の由りて起る所は其出版物の略本曆に類似するに在りとす、但し官報載する所は其禁止ありたることを報告するに止まり單に某の出版物は略本曆に類似するか故に何年何月何日を以て内務省に於て其發賣頒布を禁止したりと言明するに過ぎず、則ち其禁令は省令若くは告示の形狀を以て直接に發表するものにあらすと雖ども此禁令ありて而して後始めて發賣頒布の禁止あるは疑なき所とす、今爰に實際上の手續を述べんに内務大臣は先づ訓令を(發行者所在地の)地方長官に下し其出版物を禁止する旨を發行者に達すべきことを命ず、而して地方長官は更に之れを發行者に傳達するものとす、然るに其間表自する所なり禁令は治安妨害若くは風俗壞亂を理由とせずして單に略本曆類似を以て理由となせばなり果して然らば此種の禁令の出版條例第十六條若くは第十七條の適用にあらざること明矣、然るに出版條例上、行政官に發賣頒布を禁止するの權を許與したるもの僅かに二箇の場合に限れること前述の如し、又該條例中出版を禁止したるもの夥多之ありと雖ども然かも略本曆類似の出版物に關するもの一も之れあることなし果して然らば當該官憲の發する禁令の出版條例に依據するものにあらざること亦明矣、然らば略本曆類似出版物の禁令は其依據する所果して如何、吾人は茲に至りて之を他の法令中に索めざるへからず、然るに其全文を掲載す、

寄書

三十九

頒曆授時之儀ハ至重之典章ニ候處近來種々之類曆世上ニ流布候趣無謂事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴禁被仰出候事

此布告を根法となし明治十五年(四月)大政官布達第八號は弘曆者を定め且つ一枚摺略曆に關する規定を設立したり其布達文左の如し

本曆並略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ

一枚摺略曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ準據シ出版スルコトヲ得(但書略之)

依つて想ふに當該官憲發する所の類似曆本曆の禁令或は此一布告一布達に依據するものにあらざるか、若し果して然りとせば予は其妄なることを斷言す、但し予は右布告布達を以て既に消滅に歸したりとの理由を以て其妄なることを斷言する者にはあらざるなり、予は反つて此布告布達の今尙は遵由の效あるて唯廣く發賣頒布を禁止せられたる所の應禁物なることは讀者の宜しく記憶すべき所なりとす

法律に於て禁制せられたる物件は他の權勢の宣言を須たす、當然既に禁止せられたるものなることは予の喋々を俟たずして明かならん、明治三年の布告既に類曆の發賣頒布を禁止したる以上は類曆は行政官の禁令を須たす既に已に禁止せられたるものなること亦明かならん、果して然らば當該官憲は何か故に殊更に發賣頒布を禁止するの命令を發するや、予か此禁令を以て無効なりと云ふは則ち茲に在り

蓋し行政命令は素と法律の下に立つものなり、是を以て若し行政命令にして法律と牴觸するものあらん乎、前者は當初より不成立にして更らに效力を生ぜざるものとす、之れと均しく若し行政命令にして法律と同一のものを規定するものあらん乎、前者の效力は法律の爲めに吸收せられ隨つて又命令たるの存

ことを信する者なり、其故何となれば右の布告及び布達は未だ廢止の宣言なき而已ならず、爾後發布ありたる法令にして之と牴觸し以て之を消滅に歸せしむるものなければなり、而して予の該官憲の發する禁令の此の布告布達に依據するものにあらすど斷言するは他に大に理由あればなり、而して其の理由は内務大臣發する所の禁令の效力をして虚空に歸せしむるものとす請ふ試みに之れを言はん

明治三年の布告は弘曆者の外頒布することを嚴禁したるの外尙は類曆の散布を嚴禁したることは一讀能く了得し得る所とす、他語以て之を言へば頒布は弘曆者の専務たること、類曆の應禁物たることは該布告の明定したる所なり、但し弘曆者に關すること今茲に要なきを以て之を省き以下單に應禁物たる點に就き聊か説をなすべし但し類曆は應禁物なりと云ふと雖ども其の製作所持等をも禁制したるに非らずしを保有すること能はざるなり、行政命令は法律と牴觸することを許さず、又之れと重複することを許さず、是れを國法上の一大原則とす、乃ち此原則に依りて之れを視るときは彼の類に關しては法律既に發賣頒布を禁止したるか故に縱令行政官之か禁止の命令を爲すも後者の効果を有せざること復た言はすして明かならん(未完)

明治廿五年ノ監獄世界

鞍馬 仙人 投

近年獄事ノ駸々乎トシテ進歩スルノ狀況ハ予輩ノ常ニ注目シテ措カサル所ナリ予ノ如キ黃口ノ乳臭兒ニシテ敢テ將來ニ向テ口舌ヲ動スハ僭越ノ罪免ルヘカラスト雖元旦ノ試筆ニ代ヘ此一篇ヲ草ス世ノ人ヲ教フヘキ責アルノ士冀クハ正セ

明治廿三年ハ頗ル多事ナリキ然ルニ明治廿四年ハ地

方監獄費々途轉換ノ一問題ノ爲メニ(吁今日トナリテハ徒ニ)專有セラレ他ニハ殆ト成功ヲ見タルヲアヲサリシナリ其何故ニ然ルカヲ尋ヌルニ廿三年中ニハ大抵手近ノ諸事ヲ首尾好完了シタルヲ以テ廿四年ニハ全力ヲ舉テ夫ノ監獄改良ノ大根本タル國庫支辨問題ヲ實行スルノ準備ニ忙シカリシニ由ルナリ予ハ當局者ノ選用シタル順序詢ニ其當ヲ得タルヲ信スルナリ既ニ前年ニ於テ監獄改良ニ對スル注意ヲ喚起スルノ手段ヲ取り客年ニ至テハ百事ヲ擲テ根底ヲ堅固ニスルノ大計ヲ專ニス予輩ハ雙手ヲ舉テ賛成ノ意ヲ表セサルヘカヲサルナリ如何セシ此國家の社會的ノ問題モ政黨の情海ノ渦流ニ卷キ込マレ遂ニ一年間ノ盡力ヲシテ波上ノ泡沫ト消散セシメタルヲ如何ニモ遺憾千萬ノ思ニ堪ヘサルナリ亡兒ノ齡ハ指チ屈スルモ益ナシ故ニ本年間吾人ノ爲スヘキ重要ノ諸事項ヲ列記シテ以テ私ニ吾人前途ノ羅針盤ニ供セントス

獄改良ノ根原ナリト言ハント欲スルナリ

刑法ノ改正ニ關シテハ予輩ノ豫テ蘊蓄スル所ノ鄙見アリ然レトモ一朝一夕ニ能ク之ヲ書スヘカラス乞フ時宜チ看テ吐出スルノ秋アルヲ待テ

次ニ本年多少成功ヲ見ンコトヲ希望スルハ保護的ノ慈善事業是レナリ一滴ノ水集リテ大海ヲ爲スノ喻ニ鑑ミ着々實行ノ義舉ヲ目撃センコト予輩ノ宿望ナリ

又内部ニ於テ吾人ノ講究スヘキハ監獄法制定及監獄則同施行細則改正ノ準備、監獄建築式ノ創設、監獄經濟獨立ノ準備、國庫支辨實施ノ後監獄ノ配置分合ニ關スル調査、押丁廢止ノ事等指チ屈スルニ遑アラズ然レトモ結局議論ハ暫ク措キテ獄務ノ實際ヲ今一層モ二層ヲ進捗スルノ必要ナルヲ覺フルナリ試ニ我國ノ刑法又ハ監獄則ヲ繕キテ讀一讀セヨ其歐米諸先進國ニ多ク譲ル所ナキヲ知ルヘシ而シテ監獄ノ門内

先ツ外部ニ向テハ地方監獄費國庫支辨ノ一事ヲ何處マテモ實行スルノ覺悟ヲ爲サ、ル可ラス故ニ昨年ヨリモ一層精密ナル調査ヲ遂ケ國家ノ經濟上眞ニ此ノ如クナラサルヘカヲサル所以ヲ愈々明晰ニスヘシ現ニ歐洲ニ於テモ英獨白瑞等ノ先蹤アリ其利害得喪識者ヲ俟テ後知ラサルナリ唯我國ノ例證ニ至テハ是迄蒐集シタルモノ、ミニテハ或ハ猶不充分ナルヤノ感ナキニアラスヤ當局者冀クハ今一層ノ盡力ヲ以テ予輩ヲシテ復タ遺憾ナキノ域ニ至ラシメヨ

次ニ吾人ノ前途ニ横ル所ノ大問題ハ刑法改正ノ事はレナリ監獄改良ノ大事業ヲシテ若シ車上ニ駕セシメハ國庫支辨ト刑法改正トノ二事實ニ其兩輪タルナリ刑法ノ目的適實ナルニアラスンハ監獄ヲシテ有效ナラシメント欲スルモ如何ソ得ヘケンヤ又監獄ノ費途確實一定ナルニアラスンハ其有效ナルヲ欲スルモ豈亦得ヘケンヤ是ヲ以テ予ハ敢テ其二事ヲ以テ均ク監

ニ入りテ其實況ヲ目撃セハ轉タ長大息ニ堪ヘサルモノアラン予ハ今一々之ヲ指摘セス當局者ノ各自判斷セラル、ニ一任シテ深クハ穿鑿スルヲ欲セサルナリ以上予ノ一家見ニ過キサレハ當局者ノ意向ハ果シテ鄙見ト符合スルヤ否予ノ固ヨリ知ル所ニアラス又大方ノ諸賢モ予ニ同意セラル、ヤ否是亦測知スヘカラス新年ノ無聊ニ乘シ蕪辭ヲ併セテ自ラ遣ルノミ讀者此意ヲ諒セヨ多罪々々

● 刑事被告人ノ獄則違犯者ニ對ス

ル制裁ヲ論ス

弘 前 工 藤 襄

制裁ハ凡テノ事ヲ抑止シ又能ク事ヲ阻絶スルト共ニ之ヲ強行スルコトヲ得ルノ効力ヲ有スルモノナリ然リ善人ノ善タルヲ稱セラレ道德家ノ其德ヲ呼ハル、所以ノモノ果シテ何ソヤ善人ニシテ善ヲ爲サ、レハ

他人ノ爲メニ冷評嘲弄セラル、制裁アリ道德家ニシテ破廉耻ノ行爲アルハ或ハ人ニ尊敬威信ヲ失ヒ又ハ背德違道ノ僞人ナリト輕侮セラル、ノ制裁アルヲ以テナリ其他百般ノ法律命令ニシテ世人ノ畏服遵奉ヲ致セトシテ之ヲ犯サ、ランコトヲ憂ムルハ何ソヤ若シ之ヲ犯シ之ニ背クハ刑ヲ以テ科セラレ又ハ自己ニ災害ノ到來セシコトヲ恐ル、所以ノ制裁ノ存スルアルヲ知レハナリ

故ニ一法ヲ編シ一令ヲ纂スルニ當リテハ宜シク其行爲ニ對シ不行爲ニ對シ制裁ヲ付セサル可カラズ然ラサレハ國家ノ合法ニシテ其權力ノ強盛ナルコトヲ被治者ニ示シ以テ其効用ヲ充タス能ハサルナリ

然ルニ我カ監獄則チ省察スルハ其施行細則第三條ニ於テ各監房四ニ揭示スル在監人遵守事項ヲ掲ケタルハ以テ治者ヲシテ一步ノ假借ナク被治者ニ強行セシメ又被治者ヲシテ服膺遵守セサル可カラサルノ義

シタルニモ拘ハラス之レニ背クモノニ對シテ制裁ヲ與ヘサルハ抑モ何レニ基スルカ刑事被告人ハ囚人ニアラスシテ無罪ヲ以テ遇スルノ故ナルカ將タ又彼レ等ノ獄則チ犯サントスルハ常情ニシテ司獄官ノ之ヲ防止スルハ當然ナリトノ旨趣ニ依ルカ敢テ其ノ理由ノ發見ニ苦ム處ナリ

獨リ吾カ曹ノ之ヲ苦ムニ止ラス職ヲ法司ニ奉スルモノモ尙ホ且ツ制裁ナキヲ喻々スルナキナカラン乎然ルニ吾カ監獄則チ何チ苦ンテ刑事被告人ニ對シテハ獄則ノ制裁ヲ付セサルヤ思ヘハ疑問百出敢テ其底止スル處ヲ知ラザリキ

要スルニ刑事被告人ハ假令獄則ヲ以テ管策スルモ囚人ニアラス故ニ獄則上ニモ刑事被告人ノ名稱ヲ付シテ囚人ノ名稱ヲ付セサルナリ加之ナラス細則第九十七條ニ記スル處ノ功勞アルモ獄則ニ於テ賞與セズ單ニ所屬長官ニ之ヲ錄シテ申報シ又當該裁判官ノ參考

務ヲ負ハシメ因テ以テ監内ノ紀律ヲ嚴肅ニ施行セントスルノ希望ニ外ナラサル可キナリ茲ニ於テ刑事被告人ハ假令獄則ニ背反スルモ之レニ付スルノ制裁ナキハ何ソヤ其制裁ナキノ不可ヲ論述セントスル亦偶然ニアラサルナリ

夫レ刑事被告人ハ其讀テ字ノ如ク刑事上嫌疑ノ爲メ取調ノ爲メ被告人トナリ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ拘留監ニ拘留スル處ノモノナリ故ニ審理ノ末或ハ無罪トナルヤ否ヤ判明セサルモノナレハ無罪純白ノ人ヲ以テ遇セサル可カラサルハ今マ吾カ曹ノ言ヲ待テ後ナ知ルニアラスシテ到ル處ノ監獄行ク處ノ拘留監皆ナ已ニ實際ニ於テ其取扱ヲ爲セリ然レモ在監人トシテ監獄則ニ依リテ管束セラル、ハ假令所遇ハ無罪ノ人ヲ以テスルト雖モ天賦自由ノ幾分ヲ毀傷セラルルハ理ノ正ニ然ラシムル處ナリ然ルチ如斯自由ノ幾分ヲ傷キ又監獄則ニ於テ云々ノ事ハ遵守ス可シト命

ニ供スルニ止メタルヲ以テ之ヲ以テ彼ニ對照シ其比較ヲ取リ以テ背則者モ共ニ獄則ノ制裁ヲ脱セシメタルノ理由ナリトセンカ豈思ハサルノ言ト爲サ、ル可カラズ若シ刑事被告人ハ囚人ニアラサルヲ以テ獄則ノ制裁ヲ受ケシム可カラストセハ何ニカ故ニ刑事被告人ヲ監獄ニ拘禁シ自由ノ幾分ヲ毀傷スルヤ自由ノ幾分ヲ毀傷シ獄則ヲ以テ彼レ等ヲ管束シタル已上ハ同ク背則者ハ獄則ヲ以テ罰セサル可カラズ若又獄則ヲ犯サントスルハ彼レ在監人ノ常情ナリ之ヲ防止セント務ムルハ監獄官吏ノ本分ナリ之レカ背則者ヲ釀生スルハ寧ロ監獄官吏ノ不注意ナリ刑事被告人ヲ罰スルノ必要ナシトセンカ然ラハ囚人ニ於テモ亦獄則ニ罰則ヲ設クルノ必要ナカラン否ナ天下各種ノ法律規則ニ於テ罰則ヲ付スルノ必要アランヤ蓋シ刑事被告人ノ獄則違犯者ニ對スル罰則ナキカ爲メ監獄ノ紀律ヲ擔保スル上ニ於テノ實務者ノ苦心ト

困難ハ如何許リカ豈ニ推知スルニ餘リアル可シ今吾カ曹ノ從來經驗シ見聞シタル處ノ一斑ヲ簡言セハ曩日社會ニ於テ生活ヲ爲セシ幾分ノ廉耻ヲ賜ミ多少ノ教育ヲ有スルモノニ至テハ假令入監スルト雖モ獄則ヲ謹守遵奉シ敢テ左マテ監獄官吏ヲシテ困難ヲ感セシムルカ如キコトナシト雖モ醜テ已ニ汚穢惡習ノ生活ヲ爲シ廉耻ノ如何教育ノ何者タルヲ辨セサル即チ竊盜犯者等ノ如キモノ或ハ再三再四ノ犯罪者之ヲ換言セハ監獄ニ再三入監シ監獄ヲ以テ自家ノ思ヲ爲シ吾レハ大王ナリト自稱スル奸輩猛惡者ニ至リテハ敢テ獄則ヲ恪守セサルノミナラス偶々獄則ヲ犯スニ當リ看守者之ヲ制スルハ乍チ畏服敬從シ他念ナキノ狀ヲ表シタルカ如シト雖モ其實之ヲ嘲クル者ノ如シ看守者ノ其場ヲ立チ去ルニ及ンテヤ同房各人ニ對シ強傲慢然意々得々トシテ言テ曰ク吾レ今獄則ニ違背シ看守者ノ爲メニ制止セラレタリ汝等何ンカ爲メ

ル可キナリ

己上大略論述スルカ如ク刑事被告人ニ於ケル獄則違背者ニ對スル制裁ナキハ大ニ監獄ノ整理上改良上ノ妨害ナリトセサル可カラス若シ論者アリ刑事被告人ニ獄則制裁ナキハ大ニ其當ヲ得タルモノナリ豈ニ敢テ之ヲ設クルノ必要アランヤト言ハンカ吾レ之ヲ目シ狂人ニアラサレハ盲目者トセンノミ而シテ亦何チ乎言フ處アララン然レモ若シ吾カ大略陳スル處ノ意志ニシテ參同セラル、ノ諸君アラハ幸ニ喋々喃々其制裁ナキ不可ヲ論スルノ辨ヲ惜ム勿レ

雜錄

●監獄衛生案内（承前）

蘇南學 生
○空氣中炭酸の検査

ニ軟弱吾ニ及ハサル汝等何ンカ爲ニ戰々兢々吾レカ如キ勇氣ヲ養テ自己ノ欲スル處ニ放任セサル汝等獄則ヲ知ラスヤ假令看守者ハ今吾ノ非違ヲ咎ムルモ吾レ敢テ罰ヲ受クルノ憂ナク單ニ制セラル、ニ止マルモノナリ吾レ等何チ苦ンテカ獄則ヲ恐ル、ノ煩ナシト之レ等獄則ニ背クモノ、多數ハ惡好者ニシテ又其傳播ハ雜居制ニ基ヒスル所ナル可シト雖モ好シ監獄則ノ規定ノ如ク在監者ヲ區別シ又假令分房制ノ監獄ニ在監人ヲ拘束スルト雖モ之レニ制裁即チ罰則ヲ設クルニアラサレハ豈在監者ニ對シ國法ノ重ス可キ國權ノ強盛ナル可キ己人ノ能ク之レニ抗スルコト能ハサルヲ示サント欲スルモ又如何ニ良監獄官アリテ監獄ノ紀律ヲ保チ依然タル有樣整然タル顯象ヲ呈セントスルモ豈ニ敢テ得ケンヤ所謂背則者ヲ處スルノ制裁ナクシテ規則ヲ強行セシメントスルハ恰モ本ニ依テ魚ヲ求ントスルノ類ニシテ到底能ハサルハ知

監房内に於ては爐火燈火等を存せされは一に囚人の呼吸を以て之が發生の源泉となすのみ殊に本邦從來の監房は概ね四方若くは少くとも前後二面は開放の構造（格子造）なれば空氣の流通も決して惡しと言ふへからず然かれども雜居制なるか上にも多くは四疊半房に五六人又は六疊房に八九人も繋留する實勢なれば房内の空氣は純良無害のものとも斷定すべからず且や便所の構造なり便器の製作なり是又完全なりとも明言し難き有様なれば幾分か空氣の不潔を助長するの媒介をもなすなるべし是を以て兎に角に空氣中の炭酸量を檢定して之に對する相當の匡救策を講せんと今日の一急務なりと思料さるゝ近時瑞典國の大學教授某氏の創製に係る炭酸量定器は構造複雑ならず使用法は最簡易單一にして其道の達人ならすども容易に手掛け得る趣なれば該器を購入するを得は至極好都合なり先づそれまでは舊來の玻璃鐘を以

て検査せざるへからされはこれには多少の手練を要し素人業には充分なる成績を望むへからず由て予は其方法を茲に贅せず唯希ふは衛生學の専門家に依頼して此検査を遂けられんことを尙餘り慾深き業ながら此検査を行ふと單に一回に止らず盛夏と嚴冬と兩度に日中空氣の最純潔なるとき（大約午前十時より十二時迄の間）と深夜空氣の最不淨なるとき（起床一二時間前）とを選び大小各種雜居病房室閤室屏禁室密室一二の役場廊下及庭上等の空氣を採取して試験せられたきとなり

○食物の査定

本問は予の眼目とする所なれば較々精細に記述すへし夫れ食物の選擇は大休土地の習慣に由り又季節の寒暖に由りて同じきとを得へからざるへしと雖も要するに人の身体を營養するに足るを以て目的とするなれば年齢体格並に作業の強弱輕重を準據として適

度を料定すべきものとす本邦監獄則に於ても飯量に等差を立てられたると蓋し此趣意に外ならざるべし唯予の遺憾とするは菜（我國にては副食物）を量定するに代價を以てせられたると是なり望むらくは必要なる物質の分量に由りて何々の類幾千何々の類幾千と規定せられんことを否らされは土地に由り物價の昂低に従ひ不均一の歎あるを免かれされはなり

●看守訓授試作（承前）

門 外 漢 稿

十、教誨時ノ心得

教誨ハ罪因ノ感化改良ヲ目的トスルモノニシテ勸善懲惡ノ道ヲ説キ悔過遷善ノ理ヲ悟ラセメテ之ヲ善軌ニ納レ終ニ良民ニ復歸セシメテ獄治ノ目的ヲ貫クニアリ獄治上ニハ最モ忽カセニスヘカラスサル一大要務ナリトス抑、罪ヲ犯シテ法網ニ觸レ縲綬ノ辱ヲ受ケ

チ希圖スル所以ナリ

テ固圖ニ呻吟スル者ハ多ク無學敗德ノ儕輩ニシテ廉耻ノ何タルヲモ解セサルニ因ル之ヲ矯正歸善セシムルニハ先ツ心神ノ改良ヲ行ヒ廉耻ノ何タルヲモ知得セシメサルヘカラス即チ知ル教育ノ必要ニシテ教誨ノ須臾モ欠クヘカラスルコトヲ若シ懲戒驅役専ラ痛苦ヲ與フルヲ以テ矯正歸善セシムルノ唯一手段トセシカ罪因ハ毫モ心ニ悟ル所ナク更ニ心服セサルヨリ却テ反動ヲ起シ陽服陰背ノ惡果ヲ生シ眞ノ改良ハ到底望ミ得ヘカラスヤ反對ノ結果ヲ見ルニ至ルヤ知ルヘキノミ、夫レ罪因ト雖普通ノ腦力ヲ有ス是非曲直ハ聽テ悟ラザルノ理アルナシ誘導勸化其道ヲ盡スニ於テハ自然ニ自省ノ念慮ヲ發生シ真心悔悟ノ實ヲ得ルニ至ルヤ明カナリ教誨ハ即チ心神ノ改良ヲ圖リ良心ヲ喚起シ自省ノ念慮ヲ發生セシメ衷心ヨリ前非ヲ悔悟シテ遷善ノ域ニ就カシムルヲ主要トスルモノナリ是レ獄治上教誨ニ重キヲ置キテ其有効ナランコト

夫レ如此教誨ノ必要ナルヲ認ムルモ之カ効果ヲ收ムルハ實ニ至難ノ業タリ須ラク其方法順序ニ注意セサルヘカラス而シテ直接ニ之カ衝局ニ當ルハ教誨師ニシテ其成績如何ハ専ラ教誨師其人ニ在テ存ス然レモ感化改良ハ實ニ獄治ノ主腦タレハ監獄ノ事務ニ從事スル者ハ總テ之カ有効有績ヲランコトヲ冀圖セサルヘカラス假令主客ノ別コソアレ獨リ教誨師ノ責任ノミニ放委スヘカラス苟モ監獄官タル者ハ此目的ヲ達スル上ニ就テハ皆同心協力シ互ニ裨補參劃スルノ熱心ナクンハアルヘカラス況ンヤ戒護ノ局ニ當ル者ハ常ニ罪因ニ接近シ其一舉一動ハ能ク罪因ノ模範トナルニ於テチヤ故ニ戒護者タルモノハ己レ先ツ其行ヲ正フシ身ヲ以テ罪因ヲ率ヒ之ヲシテ自然ニ感化セシメ間接ニ教誨ヲ裨補スルノ覺悟ナクンハアルヘカラスナルリ古語ニ云ハスヤ恒ノ心ナキ者ハ恒ノ産ナシ

ト而シテ罪囚ナシテ恒ノ心ヲ養ハシムルト否トハ專
ラ戒護者ノ指導如何ニ因ル若シ罪囚ナシテ恒ニ悔過
遷善ノ念慮ヲ抱持セシムル道ナクシハ教誨如何ニ巧
ナルモ却テ其効果ヲ抹殺スルニ至ラン又教誨ノ効果
チノ顯著ナラシメントセハ先ツ教誨師ヲ尊信セシム
ルノ方法ヲ講セサルヘカラス而シテ罪囚ナシテ能ク
尊信ノ念慮ヲ生セシムルニモ戒護者ノ指導如何ハ少
カラサル影響ヲ與フルモノナリトス故ニ教誨席ニ臨
マハ先ツ教誨師ニ對シテ充分ナル敬意ヲ表シ罪囚チ
シテ尊敬ノ意ヲ致サシムヘキ備ヲ作り教誨ヲ重ゾス
ル習慣ヲ得セシムヘキ注意ナクシハアルヘカラス
ナリ之ヲ要スルニ戒護者タルモノハ決シテ教誨ヲ等
閑視セス之ヲ有効ナラシムル上ニ就テハ最モ努力且
注意シ懲感化ノ并ヒ行ハレテ獄治ノ目的ヲ達スル
コトヲ庶幾スヘキナリ試ニ教誨時ノ心得ニ關スル事
項中必要ナルモノヲ左ニ列記シテ聊カ參考ニ供セン

シ

八、教誨席ニ在テハ教誨師ノ命ヲ拒マズ且教誨

上ニ便宜ヲ與フルコトニ注意スヘシ

九、教誨中ハ最モ監督ヲ嚴ニシ被教誨者ヲシテ

相互ニ交談耳語シ若クハ通謀通息セシメザ

ル様法意スヘシ

十、被教誨者中睡眠若クハ放心スルコトヲ嚴禁

シ教誨ヲ聽聞スル外他意アラシメサル様注

意勵獎スヘシ

十一、教誨時ニ在テハ被教誨者全体ヲ通觀シ教誨

ノ聽聞ニ誠心ナルヤヲ精察シ誠心ナル者ア

ルハ其姓名ヲ記載シ置クヘシ

十二、教誨中靜肅ヲ欠キ又ハ隣席ノ者ト交談戲謔

スル者アルハ他ノ者ト隔絶セル場所ニ引

離スヘシ

十三、教誨中犯則者アルヲ認メテ之ヲ引立ルハ

ト欲ス

一、教誨席ニ臨ムハ特ニ服裝姿勢ヲ正フシ被

教誨者ノ侮笑ヲ招カサル様注意スヘシ

二、教誨時ニ當ラハ遲怠ナク被教誨者ヲ教誨席

ニ集メ容姿正シク着席セシムヘシ

三、被教誨者ノ席次ハ豫メ定ムル所ニ從ヒ漫リ

ニ之ヲ紛亂セシムヘカラス

四、被教誨者ヲ着席セシムルハ教誨師ニ對シ

テ敬禮セシムヘシ

五、教誨時ニ在テハ特ニ靜肅且秩序ヲ保持スル

コトニ注意スヘシ

六、教誨席ニ在テハ被教誨者全体ニ注目シ易キ

場所ニ在テ警戒且觀察スルコトニ注意スヘ

シ

七、教誨中ハ漫リニ歩行シ若クハ交談耳語シテ

教誨ヲ防碍スルカ如キコトナキ様注意スヘ

教誨ヲ防碍セサル様注意スヘシ

十四、教誨席ノ後部ニ在ル被教誨者ニシテ教誨ノ

趣旨ヲ聽取スルコト能ハサル場合アルハ

其旨ヲ直ニ教誨師ニ通告シ其注意ヲ喚起ス

ヘシ

十五、教誨中ノ狀況ハ手帳ニ詳記シ置キテ教誨ノ

終ハリタル後看守長ニ報告スヘシ

十六、教誨終リ退席セシムルハ出口ニ直接シタ

ル所ヨリ始メ紛擾セシメサル様注意スヘ

シ

●警察の分課

或る學士が警察を分課して左の通定めたるは頗ぶる
面白し依つて茲に抄録す

第一部 安寧警察

(一) 一般の安寧に關する警察(則ち暴動嘯聚

乞丐、浮浪人、兵器、戎器、火藥爆發物其他危險物に關する取締、街路取締、街路の點火及び夜警等に關する事項

- (一) 外國人に關する事務
- (二) 出版警察
- (三) 集會及結社警察
- (四) 政治上危險なる人物の取締
- (五) 畜犬取締
- (六) 建築及び防火警察
- (七) 衛生警察、墓地及び埋葬に關する事務
- (八) 獸病警察
- (九) 秩序及び風俗警察
- (一) 宗教及び教會に關する事務
- (二) 學校教育に關する事務
- (三) 窮民に關する事務
- (四) 發見物に關する事務

(五) 婢僕其他住居に關する事務
(六) 劇場、遊藝場、娯樂場等公衆の集合する場所の監察

- (七) 風俗警察
- (八) 富興行、其他禁制の遊戲に關する事務
- (九) 雞闘、牛闘等に關する事務

第三部 増進警察

甲 交通に關する警察

- (一) 道路警察
- (二) 鐵道警察
- (三) 郵便及び電信に關する警察
- (四) 航通及び港灣警察
- 乙 經濟に關する警察
- (一) 田野警察
- (二) 水利警察
- (三) 山林及び銃獵警察

たる書簡は大に我が警察の信用を厚くせるものと信す依て左に之を採録す

- (四) 漁業警察
- (五) 堤防に關する警察
- 丙 營業に關する警察
- (一) 一般營業警察
- (二) 特殊の營業に關する警察
- (イ) 保險業に關する警察
- (ロ) 行商取締
- (ハ) 度量衡に關する警察
- (ニ) 車馬(乗合馬車、荷車等)に關する警察
- (ホ) 市場警察

第四部 刑事(司法)警察

雜 報

● 岐阜縣警察官の名譽

獨逸國領事代理官より先頃我が兵庫縣知事へ差送り

以書翰啓達致候陳者拙者管理獨逸人民より豫ねて震災地へ救助委員三名派遣致居候處今般右三名の者より救済の方法等拙者まで報告致し且該委員等震災地滞在中は到るところ日本警察官より懇篤なる御取扱を蒙り候旨是れ又申出て候就中大垣警察署長兩宮及び巡查本澤由太郎兩氏よりは特別なる保護を蒙り候由に御座候又委員等の觀察する所に依れば巡查本澤氏の如きは貴國人民に對しても尤も丁寧篤實なる者と存せられ候畢竟該委員等の大垣に於て金圓物品等を正當に分配し得たるは全く前記兩氏の力に依りし事と相信し候由に御坐候右委員共警察官より懇篤なる保護を蒙り候義に就ては貴下より岐阜縣知事へ可然御挨拶有之度希望仕り候尙前顯二氏警察官の爲め若し出來得へき義に御坐候得は相當の賞與若くは増給の御法沙有之様貴下より同縣知事へ御通達被成下候へば幸甚の事と存候此段得貴意候敬具

千八百九十一年十二月三日

獨逸領事代理、フオン、ウアンデル

兵庫縣知事周布公平殿貴下

岐阜縣警察官の名譽實に大なり殊に當時人心は恟々とし世態は擾々とし従つて警察の注意を加ふべきもの保護を要するもの干渉を俟つもの殆んど平日に數十倍せるに拘らす能く其責務を全ふし尙ほ其餘力は延ひて外人に及び且つ其實費を博するに至りては予輩の敬服して措かざる所なり予輩豈に此の大なる名譽を表彰せずして止むべけんや但し予輩は「丁寧篤實」の贊辭を以て岐阜縣警察官の獨占となすを遺憾とするものなり予輩は他の警察官の此贊辭を頒たれんことを冀望するのみならず「人民に對しても丁寧篤實なる者」獨り岐阜縣警察官に限らざることを確信す予輩は唯外人をして速かに我が警察の眞價を知得せしめ充分の信用を博せんことを冀望して已まざるものなり而して岐阜縣警察官實に其端を開くものなることを確信するものなり

●停車場内の遺失物に就て

或人此頃上州地方を巡遊し一日汽車の便を假らんとて某の停車場に到りけるに折柄發車までには數十分の間合ありければ退窟の餘り停車場内を此所彼所と徘徊し發着時間表を初め種々の揭示文等を讀みたる

るものなること前陳の如し然るに規則第二條には單に官に送るへしとあるのみなるか故に遺失物所在地の官に係るときは殊更に他の官廳に送付するに及ばず從て第二條の官に送るの手續は之を爲すに及ばざるか如くなれども既に該條に所謂官とは警察官廳の謂なりとせば警察官廳以外の官廳に在りては總て之を當該官廳に送付せざるへからず又之を送付するに第二條に規定したる期限を守らざるへからず猥りに之を伸長することを得ざるなり故に若し所在地の官に係るか故に規定の期限を伸長するものとせば是れ全く不規則の取扱振と云はざるを得ず或は又遺失物規則の全部は官廳に適用せずとの理由に因り右様の取扱を爲すものにや若し果して然りとせば是れ亦誤謬と云はざるを得ず遺失物取扱規則は其所在地の官たるに否とを問はず總て之を適用するものなればなり要するに五日の期限を伸長して七日としたるは規則上不都合なり速かに更正然る可しとは或人の眞面目の話

●消防具博覽會

前號の本誌に本年四月十五日より五月十五日まで露國帝都聖彼得堡に於て消防具博覽會開設の由を記載

中に遺失物に關する一條の揭示文あるを見たり其大要に云ふ停車場内客車内其他鐵道構内に遺失物あるを發見するときは七日間は停車場に預り置き尙ほ此期限を過くるも何等の申出なきときは所轄の警察署に送致すへきを以て遺失者は該署に申出べしと此揭示ありたるは官設鐵道所屬の停車場なり然るに斯くの如き揭示文は官設と私設とを問はず孰れの停車場にも之ある儀か又は官設の分に限り總ての停車場に之ある儀か但しは前顯の停車場のみに限りたる儀か其邊は未だ確めされども兎に角右の揭示文に就きては疑團なきにあらす現行の遺失物取扱規則第二條には「凡遺失の物を得れば五日内に其主に還し其主分明ならざれば之を官に送るへし」云々とありて遺失物を發見して之を拾得したるときは五日内は之を留置くことを得るも此期限を過くるときは必らず之を官に送付せざるべからざるなり若し之を送付せざるときは法に依りて夫々處分あるへき筈なり然るに右揭示文に依れば七日間は之を其停車場に留置き八日に至りて始めて警察署に送致するの取扱なれば規則上の留置期限を越ること二日なり是れは規則上不都合なきものにや勿論右停車場は官設鐵道に付屬す

せしが右は露國技術協會の發起に係り又右博覽會開設に付き國庫より三千留（一留は凡我八拾錢）を支給すへき旨の勅許を得たりと云ふ同會に出品せんと欲する者の爲めに設けられたる規則は左の如し

第一 新規發明若クハ著シク改良ヲ加ヘタル消防具ニシテ現行法ニ基ツキ特許ヲ得タルモノ、現物ハ勿論其難形又ハ繪圖ト雖モ均シク之カ出品ヲ許スヘシ

第二 本博覽會ニ出品スヘキ外國製ノ消防具類ニハ其輸入税ヲ免スルノミナラス閉場後一箇月内ニ於テ之ヲ外國ヘ送戻ストキハ其輸出税ヲ免除ス

●九州各縣監獄協議會詳報

監獄内にて發見したる遺失物に就ては如何の取扱をなすや、囚徒所持品取扱ひ物品會計規則實施の如何、看守押丁被服は各縣成るへく差異なきを要す實際代價下渡品等如何、各縣看守押丁勤務年間如何、看守昇級列の振合ひ如何、刑法處分と懲罰と併科するや否や、屏禁と減食とに當るへき懲罰の俱發する時の處分法如何、屏禁囚坐作の業は如何なる方法な

るや、屏禁中父母の喪に逢ふときは屏禁を解くや否や、屏禁は如何なる場所に於て施行するや、懲罰減食の量は平素の食量より割り出して減量するや、還房より就寝さては敷物を與ふる乎、工場は板張り乎土間なる乎將た別に敷物を與ふる乎、拘置監に於て、瘞死等を救護するものに對して賞與せし例あるや、其犯者ありたるときは先きの一人分は裁判所より宣告書を添て廻送するも後發者の宣告書は前犯同様廻送し來るや各縣の模様を問ふ、看讀書籍は豫め何々を許すとの制限あるや否や、刑事被告人へ小説の看讀を許す乎、工錢を以て小買物を請求するときは之れに制限を設くるや、房内書籍差入れ冊數の事、拘置人一人毎に運動時間幾程を與ふるや、入浴時間の定限如何、保管金送付の事、殘監視日數は一々裁判所より宣告書に記載し來るや否や、看守押丁の賞與金は別に科目を設けあるや俸給の殘金より支出するの例なるや各縣の振合如何、二十五年年度看守俸給平均何程の見込なるや、國庫並に地方税雇人員何程なるや、製造品の代價を定むるには器具の損料をも見込むや、看守押丁の居住地に制限あるや、外役雇錢徵收の致し方如何、別房留置人の衣類は如何なるも

締の服裝は如何、授業手には休暇を與ふるや、看守押丁懲罰に付せられたるときは休暇日數を差除くや、女監取締夜勤辨當料は何程なるや、女囚の眉毛は剃除するや、女監取締及押丁は日給なるや月給なるや其金額は何程なるや、女監取締押丁日給支給方即ち一二時間出勤して病氣等にて退署するものあり之れ等に對しては如何なる給與の取扱ひを爲す乎、檢事より交附する裁判言渡書は全文の謄本なるや、囚人處罰は本則の順序を以て輕重するや、囚人工錢を以て物品を購求するは半額を過く可からすどあり其半額とは前月得る處の半額乎將た前月領置金高の半額なるや、閤室處罰中の囚人醫師をして視察せしむる方法如何、囚人の食料雜穀の用ひ方如何、製造品の價格を定むる方如何、科程を畢へさるもの、當日の工錢給與額計算法如何、膏藥配與器は如何なるものを用ゆるや且藥吞物は如何、接見を願ふ者あるときは典獄自ら接するや其手續は如何、押丁の巡警は看守に同じきや、刑事被告人の看病は押丁にて爲さしむる乎、教誨師醫師看守の席次如何、在監人相互の毆打罵言は悉く裁判所に移すや、囚人の携帶品は父母兄弟の外猶は下渡すや、在監人の書信は枚數を

のを用ゆるや、刑事被告人裁判召喚の際留置場に於て別異する方法如何、公廷召喚の際は巡查をして引致せしむる縣あるや、裁判所に於ては刑事被告人の名を呼ふは番號を呼ふ乎、檢事の依頼に依り假留置簿を以て刑事被告人を入監せしむることなきや、囚人餘罪發覺したる場合被告となりたるときは役業を執らしむるや、監視者出獄前は住宅及執行上支障の有無を問合すや、刑事被告人押送のときは戒具を用ゆるや、刑事被告人及懲治人作業の種類如何、囚人に齒磨粉揚枝の購入及差入を許すや、食料は六合と七合若くは八合と七合との間に區別ありや、役業の等級に依り食量に増減あるや、刑事被告人自費食物購求扱ひ方如何、在監人死亡の檢視書は知事に差出すや否や、刑死者の遺骸を下附する時の死亡証は如何取扱ふや刑事被告人に宛たる信書は典獄に於て一應檢閲するや否や、監房開閉其他人員點檢の際看守長の不足を生ずることなきや此場合ありとせば如何して取扱ふや、在監人の行狀を申報する方法如何、拘置監病監等の敷物は何を用ゆるや、監門は晝間開放する乎、看守押丁等の在監人に對する用語如何、押丁の履物は如何なるものを用ふるや、女監取

限るや、監獄費取扱は如何なる方法なるや、懲治人幼年囚に監獄署費を以て書籍を購求しあるや、刑事被告人より種々の買物食物品は何等のものを許すや、囚人を使役するには其企望に任する方針なるや如何、教誨師教育の都合は所謂單に宗教的なるや又は倫理を主として佛教を敷衍するや、假出獄又は賞表を與ふるに刑期短なる者と雖渾て勸査を爲す乎若し刑期に制限の設あるときは其區別如何、囚人中所謂平素心掛け良き者に限り賞表の外何品をか與ふる例あるや、定役囚の役業を終了し能はざる場合の處置如何、賞表授與式等の席次賞表の多寡を以てするの外如何、監視引受人取調方法如何、科程取調計算方は日計なる乎將た月算なる乎、教習所生に卒業證を與ふるや否や、教習所には新任看守を入所せしむる乎將た現任看守中より撰抜して入所せしむる乎且其期限は如何、満期の放免は其何日前に於て別房に移轉せしむる乎、囚人使用の度數及び日の長短により變更するや、食堂の有無之れなき所は日曜日免役日の食事は何處に於て之を爲すへきや、非番看守を豫備として其内幾何名とか合宿所の如き所に詰切らすることありや、司獄官の積立金あるや其金額如何、官

吏に對して在監人より禮をなすときは其禮受けを定めあるや、看守歸省取締りの手續如何、工役督勵法の設けあるや、看守皆勤休暇は何日たりとも便宜分與するや、朝夕囚員點檢法は氏名するや將た員數のみを調ふるや、囚人を呼ぶに番號を以てするや將た氏名を以てするや、司獄官會議開否如何、囚人の肌着は盛房と工場とは別異なるや、看守押丁轉任の節出立前何日間出勤を免するや、監房用の夏布圍には區別あるや、看守點檢召集は號令を以てする乎將た呼子笛を用ふる乎の百四件なりとす其答案は如何なりしか知らされども斯く多數の問題を僅々三日間に審議し了はられたる諸氏の精勵思ひ遣るだに敬服の外なし尙ほ決議案に就ては聞き込み次第再び本誌に掲載を怠らざるべし

● 獄則違犯に就て

本誌第十號雜報欄内に廣島縣監獄署よりの報告若干件あり中に就き「獄則違犯者」と題する一項を見るに該縣監獄にては獄則違犯中其の最も重なる者を煙草の吸用圍園内の賭博類似等とす依て從來之が禁止の方法に就き苦心焦慮せられしかども未だ嘗て名案を得られざりしが先頃囚人の構内獨歩を禁してより大

のなれば在監人の之を遺棄する筈なきは論なき而已斯く論し來れば煙草の吸殻を遺棄するものは監獄内に在りて監視戒護等に従ふ吏員の外他に之なしと謂はざるを得ざるに至る又此吏員は何故に吸殻を抛棄するやと問はば吏員は之を吸用するが爲めなりと答へざるを得ず又吏員は何故に之を吸用するやと問はば各吏員の嗜好に由ると勿論なれども之を認許して敢て禁制を加へざるに由ると云はざるを得ず然るに或る事項を囚徒に禁令しなから其事項を囚徒の目前にて行ふを認許するは當に囚徒の欲念を誘起し懲戒上感化上紀律上不都合なるのみならず實に監獄官吏自から獄則違犯の道を啓くこと謂はざるを得ず當局者自から犯則の根源を製造しなから囚徒の之を犯すを責むるは酷なるのみならず折角の苦心焦慮も到底徒勞に歸せざるを得ず猶の目前に鮮魚を陳列して監視を嚴にせんよりは寧ろ之を戸棚に仕舞置くの安全なるに如かざるは由出しの下婢且之を知る凡て弊惡は其根本より鋤去するを要す徒らに其枝葉を剪除するも効なきのみ即ち傍觀生の獻上したき一策とは監獄構内に在りては何人たりとも自由に吸煙を許さるること之なり勿論監獄吏員に吸煙を全禁するは到底云

に吸煙の違犯者を減し又上罰規則を制定して上罰用便の時間度數等を制限してより著るしく賭博類似的非行を減したりとの一報あり傍觀生之に就て想ふに廣島監獄官吏の苦心焦慮は左ることながら吸煙違犯者撲滅に就ては獨歩の禁止に勝ること數等なる一方あり敢て左右に献して以て教を俟たん可ならん乎一休獨歩禁止の名案は如何なる旨意より出でたるものなりや試みに之れを推察するに若し溢りに構内の獨歩を許すときは囚人は其間は殆んど氣儘勝手なるべく去らばとて看守なり押丁なり一々之に附添ふことも相成難く随つて地上等に散逸せる物品を拾ひ上げて所有することも出来得べく卷煙草の吸殻等の遺棄せるものあるに遇はば之れ幸ひと捨ひ上げ官吏の眼を窺みて之を吸用し遂に獄則違犯に至るものなりとの認定に因りたるものなるべし此推察にして果して其實に違ふことなしとせば傍觀生の先づ以て發したきは何故に煙草の吸殻は遺棄しあるやとの一問なり監獄構内は濫りに外來人の出入を許さるものなれば煙草の吸殻等を遺棄するものは必らず監獄に自由に出入し得るものならざるへからず然るに在監人には煙草の購求差入等は勿論之が所持をも許さるるも

ふへくして行ふべからざるを以て監房工場其他荷くも囚徒の通行若くは出入し得べき場所並に囚徒の瞥見し得へき距離に在りては如何なる吏員と雖ども吸煙を嚴禁し而して監署内に於ては特に吸煙の場所を定め其他に於ては同じく之を嚴禁することはなり諸君以て如何となすと傍觀生と云ふ人の投書

● 微罰免職の巡查へ警察賞與を給す

警察賞與規則制定前に在りては巡查にして警察上功勞ありまた賞與を決定せざる前に懲罰例に依り免職せられたるときは該賞與を行はざる例なりしも去る二十一年警察賞與規則を發布せられしとき總て賞與は公權剝奪の外之を支給すへきとにせられしを以て巡查懲罰例に依り免職せらるる者も奉職中功勞ありしときは無論之を給與して差支なきとなり此程其筋へ伺出たる者あるに對し警察賞與は懲罰例に依り免職したる者と雖賞與するを得と指令せられたるよし

● 警部雨衣着用

警部の外套は警察官消防官服制に甲種乙種とも外套の地質は表濃紺絨とあり絨とは羅紗の義にして即ち外套の地質は甲種乙種とも羅紗にて製せされはならぬとなり然るに降雨の多き地方にては絨にて外套を

製すれば長き降雨の間雨水浸透して重量を増し行歩に便ならず監督等の爲め巡回する者は頗る困難を極むるを以て乙種外套に雨覆を附し其地質を絨とせず謹謨引製の物を以て之に代へんことを申出たるに其筋に於ては勅令規定の製式に違ふとて許可せられざるよしに聞けり

● 巡査の動作

巡査は其勤務中は姿勢を正し諸般に注目し其派出所交番所前に於て立番する時は必ず派出所交番所を背にし道路を前にし嚴格なる姿勢を保ち注意を怠るへからず然るに監督の巡視したる跡に於ては派出所の窓に倚り懸り体の半を内に投入して休息の同僚と談話し外面の注目を怠り姿勢を解亂し不体裁を極むるものあり公衆の感情に對しても餘り譽めた譯けでなく却て威嚴を墜落し輕侮を受くるの不都合を生ずし巡査諸氏請ふ此事なき様心してまし

● 警察官吏の手袋

警部以上に在ては服裝規則に手袋は白とあり故に色ある手袋を嵌める人はあるまじけれども巡査には此規定なきを以て各色の手袋を嵌める人あり尤も官給の手袋を嵌めるは白色なれども自費手袋にても白色

三拾圓 東京集治監 ● 貳拾六圓 北海道集治監 ● 貳拾六圓 北海道廳監獄署

● 警察禮式行禮法圖解

警察禮式第八條第九條室外の最敬禮及敬禮の舉手法は前號即ち第二卷第拾貳號雜誌法令註解の部警察禮式註解に於て詳細之れが註解を與へたれども尙ほ未だ會得せられざるやの感あり仍て茲に禮式の圖を示して以て一層其舉動を明了ならしめ因て以て全國一般に之れが一樣ならんことを希望す

第一圖は氣を付けの姿勢にして直立姿勢を整のへ十五歩前を注目し右手を垂れ子指を袴の縫目に當て左

の手袋にあらされは紀律上統一を缺くを以て若し手袋を許すものは必ず白色に限ることに定められんことを希望す當局者果して同意を表せらるゝや否

● 藝妓取締規則

藝妓取締規則は警察上不必要なりとの議にて廢止したるもの許多なりしも此節何に感ずる所ありしや各地方に於て之を設けらるものゝ續々あり是も亦風紀取締の一端にや

● 故セーパツハ氏吊慰金に就て

故セーパツハ氏吊慰金に就ては前號已に記する所ありしか其後各監獄に於て金額に異同を生したる分並に前號に未通知とせし府縣中送金濟となりし箇所を左に掲出す

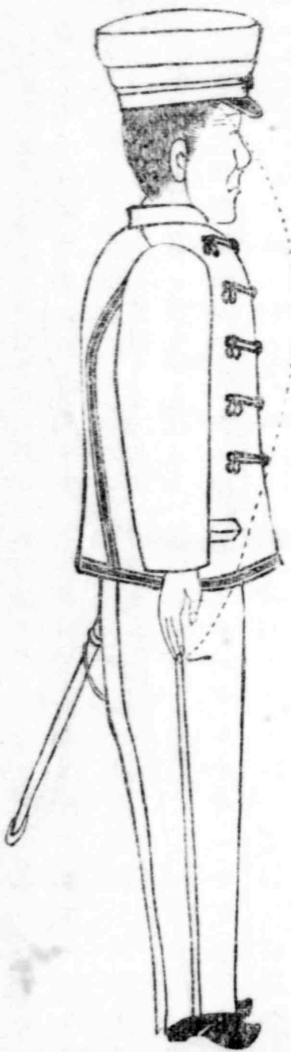
● 參拾參圓五拾八錢三厘 大阪府 ● 貳拾五圓 神奈川縣 ● 貳拾壹圓參拾九錢 長崎縣 ● 參拾四圓 新潟縣 ● 貳拾參圓 茨城縣 ● 貳拾圓三拾錢貳厘 三重縣 ● 貳拾五圓 長野縣 ● 貳拾壹圓三拾錢 福島縣 ● 拾八圓 青森縣 ● 貳拾六圓三拾貳錢 山形縣 ● 拾五圓四拾七錢 秋田縣 ● 拾圓 福井縣 ● 貳拾圓 山口縣 ● 貳拾圓八拾三錢七厘 大分縣 ● 拾壹圓七拾七錢 宮崎縣 ● 六圓貳拾壹錢 沖繩縣 ●

手は刀柄を握る其側面を圖示したるは右手の位置を示し且姿勢の標準を顯はせしなり

第二圖は舉手の仕方を表示せしものにして其肘は肩と平衡にし五指を直立して食指と中指とを帽の前此の右側に當て掌を稍外面に向け左手は刀柄を握れる状態をしたるなり

圖中……小點を附したるは手の上下線を示したる者にして第一圖は一より二に至る即ち手の袴を離るゝより帽に至る指頭の經過する線なり、第二圖は二より三に至る即ち指頭の帽庇を離るゝより袴に歸る指頭經過の線にして第一圖は側面より見たるもの第二圖は前面より見たるものなり

第 壹 圖



第 二 圖



此圖示する所に依り舉手下手ともに腕を伸張するとなく直上直下の法なるとは了解せられしならん尙ほ委しく言へは行禮の場合第一舉動に於て姿勢を整へ右手は垂下して諸指を接して之を伸し袴の縫目に子指を接し左手に刀の柄を握り兩足の踵を接して指頭を大約五寸開き眼を十五歩前に注ぐ第二の舉動に於て受禮者の眼に注目し同時に右手を舉ぐ其法子指の

袴を離るゝと同時に肘を曲け直に肘を肩と平均する迄舉げ指頭を帽庇に當つ第三の舉動に於て指頭の帽庇を離るゝと共に肘を曲けたる儘右手を垂下し子指を袴の縫目に復す
此圖は便宜の爲め警部の常衣に由て寫生せしなり然れども行禮法は正衣常衣の別に因て異なることなく巡查も亦同様なるは辨解を要せずして可なり

監 獄 論

スヘキ影響ニ留意スルコトヲ要ス、是レ皆外部ヨリ刺衝シ來ルモノニテ而カモ其ノ種類ハ實ニ夥多ナリトス、或ハ廣ク一般ニ及ヒ敢テ囚徒ト良民トニ拘ハラサルモノアリ、風土ノ差異、氣候ノ變轉及ヒ季節ノ遷移ノ如キ即チ是レナリ、或ハ監禁ノ方法如何ニ因リ特ニ囚徒ノミニ及フモノアリ、自由ノ失喪及ヒ紀律上ノ束縛ノ如キ即チ是レナリ、凡ソ此ノ數者ハ皆是レ委員ノ考察ニ入ルヘキ所ナリトス

且ツ夫レ委員ノ報告書ヲ調製スルニ當リテヤ、獨リ眼界ヲ食糧制ノ一事ニ限ラス、宜シク他ノ之レト並行スヘキ數多ノ事件ニ注視シテ深ク考稽センコトヲ要ス、彼ノ衣服ノ如キ、寒温ノ度ノ如キ、勞役、睡眠、運動ノ時間ノ如キハ其ノ食糧ニ關スルコト一種特殊ニシテ且ツ密接ナルヲ以テ監獄食糧制ノ效果如何ニ就テハ實際上最モ緊肯ナル影響ヲ及ホスモノナレハナリ

委員ノ受ケタル敎書正サニ斯ノ如シ、然ルニ委員ハ以上數個ノ問件ヲ解答スルニ當リ先ツ從來世上ニ流布セル幾多ノ理論ノ眞否如何ヲ量定スルノ必要ヲ感

監獄論

シタリ、是レ皆當時之レヲ主張スルモノアリテ多少信憑ヲ世人ニ得タルモノナレハナリ、殊ニ左ノ一説ニ至リテハ最モ其ノ眞否如何ヲ問究スルヲ必要トセリ、其ノ説ニ曰ク、抑、監禁ハ精神ヲ沈鬱ニシテ人心ヲシテ憂悶セシムルモノナレハ其ノ身體ニ及ホス惡果ハ太ク甚シ、然ルニ食糧ノ増加ハ能ク之レヲ救治スルニ足ルノミナラス、實ニ又之レヲ救治スルニ必要ナリ、是ヲ以テ監獄内ノ食糧ハ宜シク之レヲ饒多ニスベシト、然ルニ委員ハ全然此ノ説ヲ排斥シ實ニ左ノ數言ヲ用ヒタリ、曰ク、是レ徒ラニ架空ノ理ニ奔リ未タ實際ヲ窺ハサルノ論ト云フヘシ、蓋シ監禁ハ今日實行スル所ニ依リテ之レヲ觀レハ其ノ多クノ場合ニ於テハ殆ント囚人ヲシテ身體ノ安逸ニ相肖タルノ狀態ニ在ラシメ、苦惱煩悶ノ如キハ殆ント感知スルコトナキモノ、如シ、即チ獄内適正ノ溫度ト相應ナル衣服ノ給與トハ囚徒ニ快樂ヲ與フルコト其ノ分ニ過キタリ、是故ニ設令ヒ身體ニ惡果アルモ能ク之レヲ償フテ餘アリ、何ソ故ラニ食糧ヲ饒多ニシ以テ之レヲ補フヲ用ヒント

將タ又前掲教書中ニ列記シタル問件ニ對シテハ委員ノ答議左ノ如シ

監獄論

第一 食糧ハ刑期ノ長短ニ因リ等差ヲ設クヘキヤ、又ハ刑期ノ如何ニ拘ハラズ一定ノ食糧ヲ給スヘキヤ、是レヲ第一ノ問件トス、然ルニ此ノ問件タル委員ハ容易ニ解答シ得ヘキモノナルコトヲ確信ス、蓋シ監禁ハ其ノ期間ノ長短ヲ問ハス、苟クモ健康ト體力トヲ害セサル限りハ務メテ之レヲ懲戒的ニ實行スヘキハ殆ント明白ナル理義ナルヘシ、是ヲ以テ食糧制ヲ設定スルニ當リテモ尙ホ能ク此ノ旨意ヲ體シ、刑期隨ツテ短カケレハ隨ツテ食糧ヲ粗薄ニシ以テ懲戒ノ效ヲ收ムルコトヲ要トスヘシ、是レ委員ノ確信スル所ナリ、且ツ夫レ之レヲ實驗ニ徵スルニ、食物ハ或ル一定ノ期間之レヲ節制スルモ普通ノ場合ニ於テハ毫モ身體ニ不良ノ影響ヲ及ホサルノミナラス、却ツテ良好ナル成績アルハ古今萬國ノ實歴殆ント同一轍ニ歸ス、是ヲ以テ委員ハ確信ス、短期囚殊ニ其ノ刑期ハ數日若クハ數週日ニ出テサルモノニ在リテハ最極粗薄ノ食糧ヲ以テスルノ外、他ニ懲戒ノ施スヘキモノナキコトヲ、若シ之レニ反シ短期囚ヲ待ツニ長期囚ト同一ノ方法ヲ以テシ、以テ夫ノ長期囚ノ健康ヲ保全スルニ必要ナルカ爲メ特ニ之レニ給與スル食糧ハ又之レヲ短期囚ニ給與セバ、是レ

監 獄 論

適正ナル刑罰ノ執行ヲ抛擲スルモノト謂フ可シ、蓋シ短期囚ニ與フルニ過分ノ食糧ヲ以テスルハ恰モ輕微ナル犯罪ヲ獎勵シ、又稍シ重大ナル犯罪ニ對シテハ殊更ニ其ノ道ヲ開キ以テ所謂常習犯罪ナルモノヲ助成スルモノナレハナリ

是故ニ第一ノ問件ニ對シテハ委員ハ敢テ深ク論究スルヲ要セス、直チニ左ノ斷案ヲ下スニ躊躇セサルモノナリ、曰ク刑期ノ長短ニ因リ食糧ニ等差ヲ設クルノ法ハ管ニ理論上確實ナルノミナラス、實際上又良好ナル效果ヲ收メ得ヘキヲ以テ此ノ法ハ宜シク之レヲ採用スヘシト

第二 長期囚ハ受刑ノ當初ヨリ直チニ其ノ刑期ニ相當スル食糧ヲ受クヘキカ又ハ短期囚ノ受クヘキ食糧ヨリ順次ニ遷移シテ以テ其ノ刑期ニ相當スル食糧ヲ受クルニ至ルヘキカ、此ノ問件ハ曾テ一千八百六十四年ノ勅選委員ノ考量ヲ經タル所ナリトス、依ツテ該委員ノ報告書ヲ參照スルニ報告書中實ニ左ノ數言アルヲ發見セタリ曰ク

委員ノ論定スル所ニ由リテ之レヲ觀ルニ凡ソ囚徒ハ彼此ノ別ナク先ツ短

再版廣告

元朝東甌王氏編纂
本朝河合尙久氏和譯

變死傷 無冤錄述 完

●四號活字傍訓付●洋裝美本●定價一部金貳拾錢●寫原監獄學會諸讀員放拾部以上申込ノ向ハ一部金拾五錢トス●官署又ハ警部ノ巡査部長諸君ノ申込ハ書籍ノ上回金其他ノ分ハ都テ前金ヲ要ス●郵便爲換ノ宛名ハ本會振込ノ東京四谷局トス●郵便爲換ノ宛名ハ本會振込ノ所ハ必該書林宛其地ノ郵便局ヘ振込ノ旨申込リテ廣告シタル所ハ必該販賣所ヘ申込リテ開試

警察上重大且繁難ニ涉ルモノハ變死傷檢視ニシテ職ヲ警察ニ奉セラル、士ハ博ク斯道ヲ研究シ一朝有事ノ時ニ於テ萬一ノ誤謬ナカランヲ期セラレサル可ラス而シテ輒近此種ノ著書散テ乏シキニ非スハ學說ヲ以テ根據セシメ數百年間ノ實地經驗ニ基キ纂輯録シタルモノニシテ其他ニ於テオヤ然ルニ本書ニ係ハラス實例立論一々學說ニ該當スルノミナラス未タ曾テ學者ノ唱道セサル幾多ノ事例ヲ發見シ得ヘキ珍書ナリ

此書ハ今ヨリ一百餘年前明和年間ノ印行ニシテ幕政時代ニ在ツテハ檢視上唯一ノ書籍ニシテ德川及諸侯ノ藏書トナリ又ハ檢視ニ從事スル官司ノ間ニ於テ愛玩珍藏シタルモノト雖モ維新後泰西學說ノ輸入供ニ其愛ヲ割カレ世上特ニ當局者ノ間ニ於テモ如此有益ノ書籍カ日本ニ現存シツ、アルヲ知タル者殆ト稀ナリト聞ク、本會幸ニ一本ヲ藏スルヲ以テ曩ニ五千部印刷ニ附シ有志諸君ニ頒チシニ意外ノ好評ヲ博シ忽チ缺本ヲ告ク依テ今回更ニ**千部限再版**ニ付シ實費ヲ以テ廣ク有志諸君ニ頒ト對照シ宜シク實地應用ノ資ニ供セラレクシ

